

# 田原村「郷土誌」

## 目次

### 第一章 沿革

一、	総説	3
二、	藩治以前	3
三、	藩治時代	4
四、	県治時代	5
五、	新村組織	6
六、	明治三十七八年戦争後援事業	9
	イ、国庫債券の応募	9
	ロ、軍事献納	9
	ハ、出征軍人家族保護	9
七、	表彰	9
八、	部落有財産統一顛末	9
九、	現行条例及規定	11
十、	県会及郡会議員当選者	12
十一、	藩政余録 外船渡来と其の警備	12
一、	第一章 地誌	14
二、	位置 広表地勢	15
三、	山及川	15
四、	海岸 地質	15
一、	第二章 区劃及村内小字名	16
二、	戸口	17
三、	海外渡航者	18

### 第四章 官公署

一、	田原村役場	19
二、	田原郵便局	19
三、	巡査駐在所	19

### 第五章 財政

一、	藩政時代の貢租	19
二、	与力地の付加税	21
三、	貢租以外の糠藁代米	22
四、	二夫米以外の特別税(小物成)	22
	加子米二分口帆別米	22
	左官桶屋運上貝取運上	22
	床銀参照	22
五、	二分口	23
六、	拝借米之事	24
七、	明治初年の旧村債	24
八、	明治初年の貢租	24
九、	村債入出	26
十、	基本財産	30

### 第六章 産業

一、	職業別戸口	35
二、	農業	35
三、	普通農産物	36
四、	米 重要食用農産物表	38
	蚕業	38
	養蚕戸数 製茶 春蚕 秋蚕 夏蚕 表	38
	桑畑表 (別表) 茶畑 養鶏表	39
五、	果樹	39
六、	林業	40
	民有林野面積調査表 林野産物表	40
七、	漁業	41
	水面利用調査報告 漁業者表 漁船表	41

二、 一、 風習 農事上に於ける祭儀習慣	二、 一、 痘瘡 虎列刺及赤痢病 隔離病舎 疾病 死亡者類表	二、 一、 里道 大字間距離 隣接地距離 諸車表 天明四年人夫駄賃覚	二、 一、 檀那寺 正法寺 普濟寺	二、 一、 神社 木の葉神社 宇佐八幡神社	二、 一、 小学校設置以前 小学校設置以後 学齡兒童調査表 現在在学盲啞者調 公學費	二、 一、 小学校設置以前 小学校設置以後 学齡兒童調査表 現在在学盲啞者調 公學費	九、 八、 漁獲物表 鉞業表 商業 港湾出入 船舶表
52 52	51 51 50 48	47 47	46 46	44 44	44 44	44 43	
			六、 五、 四、 三、 二、 一、 青年會 玉成會 同窓會 在郷軍人會 愛國婦人會 赤十字社	六、 五、 四、 三、 二、 一、 赤十字社 愛國婦人會 在郷軍人會 同窓會 玉成會 青年會	第十二章 各種団体	第十二章 名所旧跡 日記 古城蹟	三、 四、 五、 六、 迷信 俗謡 田騷 風俗に関する規定（文久三年）
			56 55 55 55 55 55	54	53 52 52 52		



ることあるとて頼みし三人の兵と眞先に進みければ寄手の人数一同に山側を伝い要害の中へ掛入らんとする所を、権左右衛門これを見て、時分はよしと二百余人の人数大山も崩る如く叫喚し坂下りて追いつければ高瓦の人数皆敗北す。善五郎は我一人の恥なりと踏み止りて権左右衛門と火花を散らして戦いしが、三人共深手を負ひ寄せ手敗北に及ぶべき所を高瓦の一族浅利平八、生年二十一、勝れたる鉄砲の名人なれば、三町余を隔つる櫓に上り声をかけ采配打ふり下知をなしける城将権橋を見掛け六匁玉を打ち放ちければ、権橋は其のまま櫓より下に落ちける。是に力を得て、先の三人は取って返し、佐部城に一番乗して敵の首を二つ宛提げて出る。これより口牟婁の者共惣寄にと乱れ入り籠城の男女三百余人を斬殺し堀内方に火を放ち直に太田莊を占領し仕置を改めたり。ここに於て下里川より南は高瓦支配することなれり。これ即ち太田佐部陣と称して名高き合戦なり。

天正十三年、豊臣秀吉の将仙石権兵衛、桑山法院、藤堂与左衛門、杉若越後守等をして水陸より熊野を攻めし時諸豪族一時に掃討せられ堀内氏は夙に歎を送り、高瓦氏も亦降伏したりければ秀吉、堀内氏をして奥熊野を鎮せしめ杉若越後守をして口熊野を鎮せしめ而して弟秀長を紀伊に封じ大和和泉を兼領せしむ。秀長大和郡山の治をなさしむ。天正十九年秀長卒し、養子秀俊封を継ぎ居ること四年。文禄三年卒し嗣なく国除かる。重晴尚城代として若山城に留守せり。慶長五年関ヶ原戦役後徳川氏の治世となるに及び浅野幸長当国に封ぜられ藩治の形勢全く成れり。

### 三、藩治時代

慶長五年、徳川家康、左京大夫浅野幸長は当国に封す。幸長和歌山城に在りて治をなし、支族浅野左衛門佐を田辺城に置きて口熊野を司どらしめ、同右近大夫忠吉を新宮城に置きて奥熊野の治をなさしむ。幸長国に就くこと十四年、学を好み士を愛し力を農政に用い意を經濟に注ぎ治績見るべきものあり。慶長十八年卒す。弟右衛門佐長晟封を襲ぐ、元和五年に至り、浅野氏封を安藝、備後に移さるるに及び、右近忠吉も備後三原に移さる。同年徳川頼宣代りて本國に封ぜられ、国老安藤直次を田辺に、同水野重中を新宮に置き以て角の政をなさしむること浅野氏に同じく又その間処々に本藩直轄の地を置き之を公領又は御蔵領と称し以て彼此相

控制するの政略を用いたり。当村の内下田原は公領地に属し古座組と共に和歌山藩直轄の地たり。而して佐部、上田原は水野侯の治下に属せり。今本郡に於ける公領地をあげんに、尾川村七川内西向村古座町高池町明神村小川村三尾川木本尾呂志の部宮村四村北牟婁郡の全部は公領地にして何れも和歌山城を遠くはなるを以て、施政の便をはかり、口熊野の周參見奥熊野の木ノ本に各郡廳を設置し、代官交代して郡政を掌り、又別に監察廳を設け施政を監視せしめたり。監察廳は最初熊野の中湊村と奥熊野の尾鷲浦とに設けたりしが宝曆三年に至り尾鷲浦を廢して中湊村に合併したり。浅野氏の時代には、郡は御莊を統べ御莊は村を統べたりしが、徳川氏に至りては御莊を廢して更に村の上に組を設け、組毎に大庄屋一人を置き、之より組内の政事を掌らしめ、又其下に村毎に庄屋一人を置けり。之より郷莊名は単に地理上の名稱たるに止り、行政上にはすべし。組の名義を用い、其の区劃と吻合せざるもの多し。今左に古座組と太田組との部属を示さん。

#### 古座組

田原村 大字下田原  
古座町 三ヶ村  
西向村 六ヶ村  
大嶋村 三ヶ村  
高池町 七ヶ村(高河原、池口を各一ヶ村として算す)  
明神村 十三ヶ村  
三尾川村 内  
小川村 内  
色川村 内  
計 四十三村

#### 太田組

田原村の内 佐部  
上田村の内 上田原  
下太田村 西中野川の二ヶ村を除き五ヶ村  
下里村 四ヶ村

太地村 二ヶ村  
那智村の内 二河 橋ノ川 湯川  
計 二十ヶ村

今当時に於ける統治機関を図解すれば左の如し

公領地

紀伊侯 — 監察廳 — 郡廳 — 組 — 村  
(中湊) (周参見代官) (大庄屋) (庄屋)

新宮藩

紀伊侯 — 新宮藩 — 組 — 村  
(大庄屋) (庄屋)

新宮藩は紀伊侯に隷属すれども封内の土地人民を支配することとは諸侯に同じ。

今当時に於ける職制の一半を述べんに、大庄屋は名字帯刀を許され郡奉行、代官の命を受け、庄屋以下の村役人を通じて部内を治め、その職務は頗る多端にして凡そ村政に於いてはすべて預からざるなく最も権勢の府たり。大庄屋の下に物書(又帳書と云う)一人を置き組内の事務を執り記録を掌らしむ。

各村には庄屋の下に肝煎ありて庄屋を補助し又五人組を以て一組とし之を五人組と称し其の内律儀なる者一人を組頭として筆頭に置き、庄屋肝煎事故ある時は組頭その代理を為すものとす。大庄屋、庄屋等の村役人は多く其の地方の地主、豪族、旧家等を以て之に任じ、多くは世襲にして其の任免は郡奉行、代官之を掌る。公領地に於いては明治二年二月各郡に民政局を設け(此時本藩にては津田出を登庸して大いに藩政の改革を断行したり)以て一郡政令の中枢機関たらしめたり。牟婁郡にては

牟婁上郡(口熊野) 周参見  
牟婁下郡(奥熊野) 木ノ本  
に民政局を設置したりしが、三年十二月に至り兩地の民政局を廃し、更に古座浦に牟婁郡に於ける本藩公領地を統轄せしめたり。

#### 四、縣治時代

明治二年六月版籍奉還の事あり、新たに和歌山、田辺、新宮の三藩を置かれし時、下田原は和歌山縣に属し、佐部、田原は新宮縣に属せり。同四年六月廢藩置縣の令出で和歌山、田原は新宮縣に属せり。同十一月田原、新宮の二縣廢せられて新和歌山縣を置かれし時に至り、下田原、上田原、佐部共に和歌山縣に属せり。

地方の統治機関は廢藩置縣後即ち明治四年十二月に古座浦設置の牟婁民政局長を牟婁出廳と稱し、後牟婁出張所と改めしが、同五年五月十七日更に古座出張所と改めたり。全六年一月三十一日古座出張所を廢し、更に新宮、周参見兩所に在勤所を設け、下田原は周参見在勤所に、佐部、上田原は新宮在勤所に分属せり。

かくて全九年六月に至り施政の便を図り在勤所を廢して更に本縣支廳を田辺に設け其の権限を拡張して今の東西牟婁郡及び高郡南部組を管轄せり。

地方行政は初は旧の如く下田原は古座組、上田原佐部は太田組の名によりて施行せられ、明治三年十一月大庄屋を郷長と改め、全四年十一月郷長を戸長と改めて戸籍を編制せしむ。全五年五月に至り全縣の名稱を廢し縣内を七大区に分ち、一郡を以て一大区とし更に全縣を六十一小区に分割し、一小区毎に区役所を設け(明治七年九月区會議所と改稱す)区長、戸長、各一人を置き、又一町村或は数町村に副戸長一人を置き、従前大庄屋の職務たる土地人民に關する一切の事件を管理せしめ、又各村毎に總代を置きて上意下達の便を図れり。六年三月十一日戸長を副区長、副戸長を戸長、村總代を副戸長と改稱し、七年十一月更に每小区に小区長、各村に戸長并に惣代を置くの制に改めたり。区長、戸長は、明治七年人民の公選に依り、縣令之を任命せしが、同年十一月、当年の内縣令の特別選任によりて之を任命することとしたるが、九年九月に至り、更に人民の選挙に依り縣令之を任命するの制に改めたり。

この改正の際、本村の内下田原は第七大区七小区に属し(区役所は古座村に在り)佐部、上田原は全大区十小区に(区役所は下田原に在り)属し、以て明治十二年の郡區編制の際に及べり。

明治十二年三月十五日、郡區町村の編制を改め、大小區を廢し、郡を置き、一郡若しくは、数郡に郡長一人、每町村又は数町村に戸長一人置くの制を布告し、牟婁郡を四分して茲に初めて東牟婁郡を置くの行政區劃に復して郡縣の制定まれり。止まりし郡名は

この大改革に依りて、本村内の下田原、佐部、上田原の三村は合併して戸長役場を下田原村に設け、従前和歌山藩と新宮藩、古座組と太田組、七ノ小区と十ノ小区に分属したる当村は同一行政の下に、統轄することとなり、以て現今の自治区劃たる田原村の基礎を作るに至れり。

明治十五年十月、中央政府は町村自治の方針を執りたるを以て、本縣に置いても其の趣旨に則り、成るべく一町村を以て一個の自治体を組織し、戸長は人民の公選に依ることと定めたり。此の改正により下田原は独立して戸長役場を設けたりしが、十六年十月佐部村に移したり。然るに当時人民の政治思想尚幼稚にして未だ自治制の運用に馴れざるが故に、此の改革は更に治績を挙ぐるに至らず、此に於いて十七年七月更に大改革を施し、町村大聯合の方針をとり、且つ戸長はすべて縣令の任命に依ることとしたるが、当村は下田原、佐部、上田原の三村相聯合して、下田原村に戸長役場を設け、所謂官選戸長の下に事務を執り以て明治二十二年の町村制実施の際に及びり。明治二十二年郡区町村編制改正以前の戸長、副戸長は文書の徴すべきものなきが故に、今之を詳すかにするを得ず。全年以後の戸長は

明治十二年五月十二日任命	下田原	佐部	上田原	三ヶ村	戸長
準等外三号	高尾平三郎	月俸六圓	(十三年二月病氣退職)		
明治十三年二月五日選挙	準等外三等	浦野	沖	月俸六圓	
明治十五年十一月二十五日任命	上田原	佐部	二ヶ村	戸長	田中武平次
全	上田原	佐部	十六ヶ村	戸長	病氣退職
明治十七年七月	任命	同村	戸長	湯口晋平	
全	下田原	任命	同村	戸長	浦野
全	十八年	任命	同村	戸長	濱保太郎

### 五、新村組織

明治二十二年四月、現行市町村制の実施となり、自治の制度初めて確立するや、下田原、佐部、上田原の三村合併して本村を組織せり。当時其筋に於いて調査せる新村組織報告書を左に掲記して以て組織当時の状況を明らかにす。

**（沿革）** 下田原浦は元和歌山領にして明治五年第七大区七小区中の一村となり、又佐部、上田原は元新宮藩領にして、同大区十小区中に合し、明治十二年に至り現今戸長役場所轄区域となる。

**（新村各選定事由）** 旧村中上田原、下田原を単に田原と呼ぶの慣習あり、資りて以て新村名とす。

**（交通の便否）** 道路平坦にして其の里程村界最遠距離は二里二十二町にして、人家の最遠距離は二里なり。

**（風俗）** 質素にして華美を好まず。

**（合併を要する理由）** 下田原に於ては独立自治の目的を達し得らるるものとす。隣村の佐部、上田原は民戸及び地籍寡少なるに由り、現今の戸長役場所轄区域の俛此の新村を造る。民情稍々相適せざるも、将来自治上に資益する所あるべし。

区域	下田原村	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雜種地	合計	地価	人口	戸数
	五十六町一段三畝二十五歩	二十五町三段九畝二十四歩	六町〇九畝十七歩	四段五畝二十五歩	六百七十町〇八畝二歩	十八歩	三十町四段六畝十三歩	七百八十八町六段四畝四歩	七十八町四段六畝十三歩	四万〇二百〇七圓六十八錢九厘	一千百四十九人	三百〇六戸
佐部村												三十一町八段九畝二十五歩

合計	上田原村							合計	上田原村						
	畑地	烟地	池沼	山林	原野	雑種地	戸口		畑地	烟地	池沼	山林	原野	雑種地	戸口
三百一十一町五段三畝二十八歩	三十五町一段〇十三歩	八町九段三畝二十九歩	七段四畝二十九歩	一段八畝二十三歩	一段八畝二十三歩	六段六畝二十三歩	六十九戸	四百三十三町五段八歩	六町〇二畝四歩	一町五段八畝歩	一段〇十一歩	四段八十一町七段三畝二歩	二段二畝十七歩	九段九段二畝十四歩	五百五十三町〇八畝二十六歩
六千八百二十六町六段七畝二十八歩	六千二百六段一畝歩	五段六畝二十三歩	六千二百六段一畝歩	五段六畝二十三歩	五段六畝二十三歩	五段六畝二十三歩	六千二百六段一畝歩	六千二百六段一畝歩	六千二百六段一畝歩	六千二百六段一畝歩	六千二百六段一畝歩	六千二百六段一畝歩	六千二百六段一畝歩	六千二百六段一畝歩	六千二百六段一畝歩

合計	上田原			合計	佐部村			合計	下田原村		
	地	戸口	地価		地	戸口	地価		地	戸口	地価
二百八十三町三錢七厘	二千〇六圓二十三錢二厘	一千〇四十五圓	六千四百八十二人	四百六十一圓二十八錢五厘	六百六十一圓九十八錢七厘	六百六十一圓九十八錢七厘	六百六十一圓九十八錢七厘	六百六十一圓九十八錢七厘	六百六十一圓九十八錢七厘	六百六十一圓九十八錢七厘	
六百八十二圓九十錢五厘	二百六十五圓〇四厘	二百六十五圓〇四厘	八百〇八十二人	四百六十一圓二十八錢五厘	六百六十一圓九十八錢七厘	六百六十一圓九十八錢七厘	六百六十一圓九十八錢七厘	六百六十一圓九十八錢七厘	六百六十一圓九十八錢七厘	六百六十一圓九十八錢七厘	

かくて愈々村を以て新村を組織することとなり、旧戸長浦野に左の如く当選せり。明治二十二年四月、村会議員の選挙を執行したるに

一級当選者 前田五郎平衛 畑下長五郎  
 内橋健蔵 関伊助  
 高尾甚蔵 荒木平八  
 今木傳七 川上長三郎  
 宮本良也 濱保太郎  
 高尾平三郎 東平五郎

二級当選者

同年六月新村会を開き村長を選挙したるに浦野沖、当選し六月十四日就職し、更に村会を開きて助役を選挙したるに高尾甚蔵が當選し六月二十二日就職せり。而して収入役は助役兼掌の事と定めたるを以て高尾甚蔵之を兼ねたり。茲に於いて新村の組織全くなれり。  
 収入役は前期の如く助役之を兼掌したりしが収入事務の繁劇を加ふるに至り不便尠からざるを以て、明治三十四年に至り兼掌の制を改めて専任とし之を選挙したるに収入役は高尾甚蔵當選し同年四月二十三日就職し、助役に中道虎吉當選し同年五月六日就職せり。尚ほ左に村長 助役、収入役の更迭表を掲ぐ。

村長更迭表

明治二十二年六月十四日	就職	浦野 氏名
二四年三月十三日	同	高尾平三郎
二六年三月七日	同	浦野 冲
三〇年三月七日	同	浦野 冲
三〇年三月八日	同	湯口信平
三一年四月七日	同	中道虎吉
三四年四月十五日	同	荒木四郎吉
三八年四月十五日	同	荒木四郎吉
三八年九月一日	同	中道虎吉
四〇年二月五日	同	荒木四郎吉
四一年十一月二十一日	同	荒木四郎吉
大正二年六月十日	同	濱木四郎吉

六年七月九日  
 七年十一月八日  
 七年八月二六日  
 濱木四郎吉

助役更迭表

明治二十二年六月二二日	就職	高尾甚蔵
二六年六月二二日	同	高尾甚蔵
三〇年六月二二日	同	高尾甚蔵
三四年五月六日	同	高尾甚蔵
三八年五月七日	同	中道虎吉
四〇年三月十九日	同	中道虎吉
大正二年九月一日	同	谷内平井
三年二月五日	同	谷内平井
七年二月六日	同	西秀一

収入役更迭表（明治三十四年迄は助役之を兼掌せり）

明治三四年四月二三日	就職	高尾甚蔵
三八年四月二九日	同	高尾甚蔵
四〇年三月一日	同	谷内平井
四二年八月一九日	同	木村条之助
大正二年八月二八日	同	木村条之助
四年一月二五日	同	湯口信平
七年七月二六日	同	堀端精一



六、明治三十七八年戦役後援事業

明治三十七八年戦役は、我が国曠古の大事なれば挙国一致、出征軍人の後援に、国債の応募に何れも義勇奉公の誠を効さざるはなし。今本村に於ける後援事業を左に概挙すべし。

イ、国庫債券の応募  
 政府は軍事費支弁の爲め左の如く数回に渡りて国庫債券を發行せり

第一回	明治三十七年二月十三日	募集額	一億円
第二回	三十七年五月二十三日	募集額	一億円
第三回	三十七年十月十二日	募集額	八千万円
第四回	三十八年二月二十七日	募集額	一億円
第五回	三十八年四月十四日	募集額	一億円
第一回	而して本郡に於ける割当額は		
第一回	四十万円		
第二回	四十万二千二百円		
第三回	二十三万四百円		
第四回	三十九万円		
第五回	三十九万円		
第一回	而して本村に於ける応募成績は左の如し		
第一回	割当額	八千三百円	
	応募額	八千七百五十円	
第二回	割当額	四千五百二十五円	
	応募額	四千六百五十円	
第三回	割当額	一千三百円	
	応募額	三千百円	
第四回	割当額	三千百円	
	応募額	三千七百五十円	
第五回	割当額	六千九百二十五円	
	応募額	七千円	
	割当額	七千円	
	応募額	七千二百五十円	
	割当額	七千五百円	
	応募額	七千五百円	

ロ、軍資献納  
 此の戦役たる所謂曠古の非常時なれば、その終局の期も逆賭すべからず。従つて国庫債券の応募、出征軍人家族の救護等奉公の誠を効すべき事業今後続出すべきを以て、軍資献納の如き一時的のものに殆ど等閑に附せられたるを以て各地とも献納軍資は日清戦役の際に比し甚だ少額なりとす。而して本村に於ける献納額は左記の如くにして各町村に比して高位に在るものとす。

金額	百三十二円九十銭
人員	百三人

ハ、出征軍人家族保護  
 出征軍人家族の生計困難なるものに対しては、明治三十七年四月勅令第九十四号を以て下士卒家族助令を以て制定せられたるも、金額に制限ありて、私設団体救護戸数の二十分の一の割合を以て、各村に均分し其の救助額も一戸年額最高十八円最低六円の割に過ぎざるが故に救助の恩典に浴する者は真に一小部分に過ぎざるを以て勢に隣保の救助、私設団体の救護に待たざるべからず、故に当村に於いても尚武会（尚武会の役立は日清戦役後にして二十九年六月なりとす）発起となりて会員の醵金及び有志の義捐によりて貧窮家族の救護に奔走し必要に於て米穀を支給したるも、其の金額及び救護を受けし人員等今総て詳らかならず。

七、表彰

本村は新村組織以来、村当局に於いて深く自治行政に留意し、教育に勸業に着々実効を奏しつつあり、殊に納税義務觀念の涵養は歴代当局の最も注意を払う所なりしが、其の努力空しからず最近十幾年に涉り国税、県税、村税共に殆ど一人の滞納者を見ざるの好成绩を挙げ得て、大阪税務監督局長及東牟婁郡長より表彰せられたり。左に其の表彰全文を挙ぐ

表彰状  
 六カ年間完納 和歌山県東牟婁郡田原村  
 租税ハ国家財政ノ最大限ニシテ納税ハ国民ノ最大義務ナリ故ニ  
 納税成績ノ良否ハ国運ノ消長ニ関スルコト大ナリ

貴村ハ此年納税ノ成績佳良ニシテ殊ニ全村挙テ一人ノ滞納ヲ見ズ是レ固ヨリ納税者ガ其ノ義務ヲ尊重スルニ依ルヘシト雖モ亦以テ村当局者ノ奨励其宜シキヲ得タルノ結果ナラズンバアラズ洵ニ他ノ模範トスルニ足ル

依テ本官ハ茲ニ感謝ノ意ヲ表シ納税成績ノ優良ナルヲ羨表ス庶幾クハ此ノ美風ヲ永遠ニ持續セラレムコトヲ

大正四年一月二十四日  
大阪稅務監督局長 正五位勲四等 菅野盛次郎

五年間成績佳良  
田原村

貴村ハ五年間以上縣稅並ニ村稅ヲ通シテ納税ノ成績佳良ナリ是レ固ヨリ納税者カ其ノ義務ヲ重ンズルト当局者ノ指導宜シキヲ得タルノ結果ニ外ナラズト信ス 依テ茲ニ之ヲ表彰ス望ムラクハ尚一層適切ノ方法ヲ講シテ以テ完納ノ成績ヲ挙ケラレンコトヲ

大正六年八月六日  
東牟婁郡長 正七位勲六等 谷口秀峰

### 八、部落有財産統一顛末

本郡内各町村共に古來傳襲せる部落有財産あり、其の大部分は原野にして通俗地下山と稱し、各部落は之によりて自由に薪炭の採取をなし、牛馬飼養の秣草に資し、其他農産物肥料を得る等の便あり、又臨時に公費を要する時は其立木を売却して之に充當し、為に部落財政上便宜を得ること多大なるものありしなり。然るに時勢の変遷により部落有財産の分配売却等頻々として起り財政の基礎漸く乱調を来たさんとするのみならず、林政亦まさに荒廢せんとするの恐れあるを以て、当局者大いに之を憂え部落有財産を統一して新町村の管理に移し以て自治の基礎を固くせんとし屢々之を懇諭する所ありしも部落割拠の觀念未だ脳裡を去らず、且つ財産の多寡、土地の肥瘠、森林樹木の有無等一樣ならず、統一上幾多の障害の横たわるありて其の實行頗る困難なるものありしが、縣当局に於いては飽く迄統一の実績を挙げんとし明治四十三年七月、部落有財産統一整理に關し訓示する所あり極力其の貫徹に努力する所ありしを以て郡内穀町村に於いても漸次其の方針に準拠して財産を統一するに至れり。

本村に於いても亦夙に統一の事に留意し、從來屢々企劃する所

あり大正四年一月、公有林野整理委員五名を選任して其の遂行を図りしも幾多の難問の其間に横はるありて実行容易ならず、蓋し本村の内大字下田原は山林參百九十貳町、大字佐部は同百七十八町を所有せるに反し大字上田原は僅に六畝歩を有するに過ぎずして其の懸隔余りに甚だしきものあること最大の原因をなせり。然るに上田原区の財産僅少なるは区民が擅に之を売却し、又は分配したるものに非ずして共有山たる八郎山の所有権問題に關し下里町大字浦神との間に紛争を生じ遂に法廷に訴えて多年其の訴訟に従事し為に区有山を売却して其の費用に充當したるものにして、其の境遇誠に同情すべきものあり、村長濱壽太郎助役西秀一兩氏は百万解説して相互の了解に努むる所あり略々其の成案を得たるを以て、大正六年六月初めて第一回協議会を開き、爾來会を重ねること八回。其の間群議百出して容易に収拾すべくもあらず。時には徹宵して議を重ねることもあり、終に百難排して同年九月十六日最後の會議を開きて統一の事初めて確定するに至れり。是れ実に本村財政の基礎を確立したるものにして沿革史上特筆すべき事項なりしす。左にその経過を略叙すべし。

第一回 大正六年六月六日 田原村役場にて  
出席者 整理委員 各区長

西助役の挨拶ありて明日開会の村民大会に就きて予備協議をなす。

第二回 全年六月七日 下田原青年クラブに於いて  
村民大会を開く 出席者 二百余名

縣属大島芳太郎臨席 統一に關する講話ありて午後五時一旦本會を閉じ、夕食後役場内に村會議員及び整理委員の會合を求め、西助役の挨拶あり、畑中郡書記より一個の成案を提出し之に就きて種々協議の末午後十二時散會せり

第三回 全年六月九日 (役場内)以下同じ

旅行不在中の濱村長も本日出席し、大島縣属 畑中郡書記 石本林業技手列席の上、前日に引き続き審議せしに議論沸騰して帰着する所を知らず。徹宵協議を凝らし終に翌十日午前六時に至りて一先ず散會し、同日引き続き會議を開き大島縣属の提案を基として審議せしも解決を告ぐるに至らず翌十一日再會を約して散會せり。

第四回 全年六月十一日  
前回に引き続き会議を開きたるも議論区々に涉りて決着を告ぐるに至らず午後十二時散会せり。

第五回 全年六月十二日  
前回に引続き協議の上一の協定書を作り出席者一同調印せり。

第六回 全年六月十四日  
前回議定の協定書は其の条件中に其筋の肯諾を得ざるものあり、因て更に協議会を開き修正案に就き凝議したるも纏まるに至らず、一同熟考することとして散会せり。

第七回 全年九月十七日(コノ月日誤謬アリ)  
濱村長より来たる十六日、部落有財産整理統一に關し本郡長来村、委員会を召集せらるべきに依り予め意見を一決し置きたき旨を告げ審議を求め、其の間西助役より郡役所に向け電話を以て修正条項に就き交渉する所あり、之に基づき審議の末協定を重ねたり。

第八回 全年九月十六日  
今回は本郡長谷口秀峰、郡書記畑中芳彦臨席し濱村長の挨拶ありて最後の協議を凝らし、谷口郡長の仲裁案に基きて審議し結局満場一致を以て同仲裁案を可決確定して散会せり。其の協定左の如し

協定書

本村自治ノ基礎ヲ鞏固ニセンガ為メ各部落有財産ヲ左記条件ヲ以テ統一スルコトヲ協定候也

大字	田原	三百八十三町四段一畝五歩
	山林	五段三畝十三歩
	畑地	一段十一歩
	宅地	七百五十二坪
	溜池	一畝十八歩
	井溝	十六歩
	堤塘	六畝七歩
	木造瓦葺二階建	一棟
	木造瓦葺平屋建	二棟
	此建坪	百七十九坪
	此建坪	三十八坪

大字 佐部 山林 一百七十八町三段九畝十六歩

宅地 二百十三歩

雜種地 四歩

池沼 三歩

溜池 一段八畝二十七歩

木造瓦葺平屋建 一棟 此建坪 九坪

株式會社 鼎立銀行株券 四十株 此払込金 一千二百円

基本財産 現金 四百九円ノ内壹百五十九円

基本財産 悪水路 四畝三歩

基本財産 現金 六百十六円七十七錢

但大正七年度ヨリ向フ二十四ヶ年間毎年壹百円宛年賦積立本村基本財産ニ編入スルコト

九、現行条例及規定  
かくて右協定書は別紙の通り記入するを要す  
諾を受け茲に全く確定するに至れり。

田原村公告式條例	明治二十三年六月三十日許可
田原村山林立木伐採條例	明治四十年五月二十九日許可
田原村手数料條例	明治四十年四月二十二日許可
田原村督促手数料條例	大正四年二月一日許可
田原村基本財産蓄積條例	大正五年七月十一日許可
田原村退隱料條例	大正六年二月十五日許可
小学校基本財産蓄積規程	明治四十四年七月二十一日議決
田原村稅賦課徵收方法	明治四十五年二月二十六日議決
田原村會計事務規程	大正三年五月三十日議決

田原村財産管理規程 大正五年二月二十三日 議決  
 田原村伝染病予防救治従事者手当金支給規程 全前  
 田原村村会議規則 大正五年十二月二十三日 議決  
 田原村村会傍聴人取締規則 全  
 田原村処務規程 全  
 田原村諸給与規程 大正七年四月二十八日 議決  
 田原村村有地及林野看守規程 全

十、縣会及郡會議員当選者

一、縣會議員之部  
 前田林五郎 明治十三年五月二十日 当選  
 濱 保太郎 全十四年十月 辞任  
 濱 保太郎 明治十五年九月 当選  
 濱 保太郎 明治三十一年九月十五日 当選  
 濱 保太郎 明治三十二年七月一日 退職

二、郡會議員之部  
 濱 保太郎 明治三十二年十月十日 当選  
 今木傳太郎 全 三十六年十月十日 当選  
 荒木四郎吉 全 四十年十月十日 当選  
 荒木四郎吉 全 四十四年十一月三十日 当選  
 濱壽太郎 大正 四十四年十一月三十日 当選  
 (四十四年荒木四郎吉及び大正四年濱壽太郎は西向村よりの選挙にして本村よりは堀岑蔵を選挙せり)

十一、藩政余録

外船渡来と其の警備

幕末時代に於いて最も世人の耳目を聳動せしめしものは異国船渡来の一事なりとす。今其の当地方に關係あるものを概挙すべし。

嘉永七年(安政元年)撰輯の異国船記に  
 海岸御備の義は浦組と唱へ、兼て御備置有之により此度異国船渡来之節、有田日高口熊野の遠郡も左之通り御備相立、其の内口熊野は九月十四日未刻頃より異国船大島浦、津荷沖航通候付、

全日より御定の人数出張致し、有田、日高は十五日より各固場へ出張に相成、十月五日異国船退航迄相詰候事  
 とありて、古座組にては、狼煙場を、大島浦・阿弥陀堂、下田原浦・森戸崎の二カ所に設けて狼煙立二人宛を置き、又遠見番所を大島浦に設け、固場を西向浦、姫村、伊串村、神野川村、古座浦、津荷浦、下田原浦、大島浦、須江浦、檜野浦等の各村浦に設置し、地士、帯刀人等を指揮官とし総数千八百三十三人の番兵を附し置き、嚴重に警備せしめたり。  
 又安政五年の浦組覚：・  
 固場 下田原浦  
 一、庄屋一人  
 二、人数 二百八十四人  
 内 出村 二百五十人  
 在村 百三十四人  
 三、鉄砲一挺 下田原浦地士 濱 作兵衛  
 鎗一筋 下人 二人  
 四、船十二艘 内 漁船 六艘 十一人乗  
 小船 六艘 五人乗  
 此水夫 九十六人

一、弓二張  
 鉄砲二十七挺  
 打人 二十七人  
 内 二十二挺 池野山村  
 二挺 下田原村  
 三挺 直見村

一、斧遣三十人  
 内 二十一人 四番組(栗栖川辺のことなり)  
 九人 五味村 原村

又太田組にては狼煙場を  
 浦神浦 寒風岸  
 太地浦 鳴子石  
 の二カ所に設け、各村々には別記の如く大纏と高張提灯とを備え置き夫々予定の人数を備え置き、萬一の用に備へしめたり、尚之に間する諸規定を左に抄録すべし。

覚

(書き出し文言消えて詳らかならず)・注進これある時は、大庄屋  
 早々罷出様子見届け、事まぎれなきに於いて……及ばず左右の組  
 々へしらせ可申、左右の組にても承知次第隣々の組へ順々に……、  
 異国船着岸の時は一組の人数を其浦又は近所の浦物かげにかくし置  
 き・船一二艘仕立て商い物何にても遣し、船の様子をも伺はせ心安  
 く逗留候様に仕懸く下し、若し言葉通るに於いては何様の品にて着  
 船候哉、随分馳走可申候、御用も候は、可来由兼て国主よりの中付  
 候と申し可成儀ならば、かち帆柱を預置可申事。

一、異国船の事、きりしたんにて無之船、着船いたし候共御指図な  
 き内、出船不致様に相計うべし。併しながら急度押留候はば則か  
 らとめるべし。若しきりしたん用心深く致候か、或は大勢の時は率  
 爾なる働きすべからず。左右の組をも呼び集め、其上御人数被遣  
 候を相待つべく、若し其の内出船いたし候はば可成程は精を入れ  
 打留可申事。

一、異国船より陸に上り、狼藉仕る時は随分防ぎ相働くべし。一  
 組にて手に余る時は左右の組に加勢を乞うべき事  
 「附」異国船着岸の時は碇を入 候相固め石火矢打候事可有之  
 候間船の様子能く見届け率爾無き様に可相心得事。

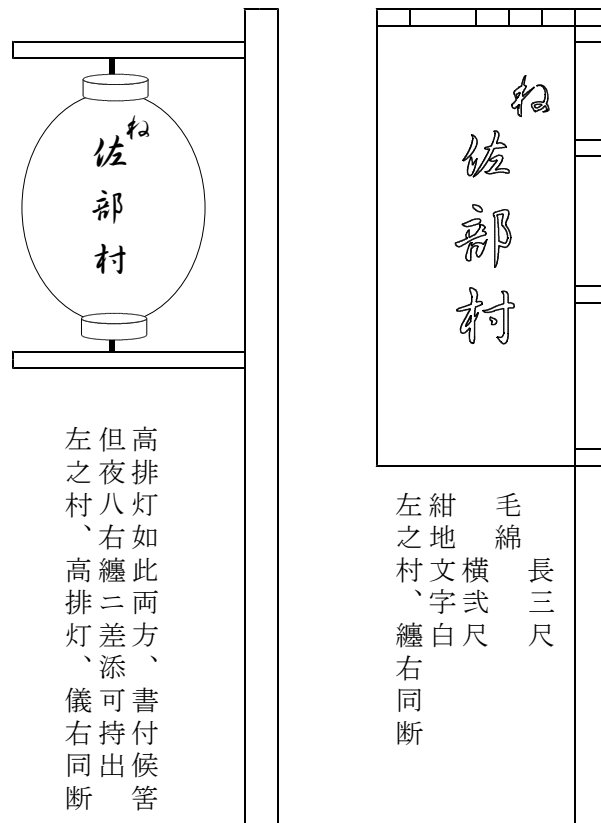
一、他組の人数を呼び集むる時は、狼煙をあぐべし。左右の組に  
 ては狼煙を見付次第茅急事有之、浦へ早々かけあつまるべき事。  
 若し又次々の組をも呼び集むべき時は狼煙を二筋よく見ゆる様  
 にあぐべきなり。二組の狼煙をあぐる時は左右の組にて一筋ず  
 つの狼煙を掲げ、隣の組へ知らせ、其の上村次を以て何れの組  
 を救うべき旨可申越事。

一、異国船の注進有之候はば山番を付け置き狼煙揚り候を見は  
 づし不申候急度可申付事。

一、他組の人数呼び候時、合図の狼煙をあげ候共、猶又村次を以  
 て可申遣事。  
 急度の節一組の船数不足の時は有合せ候御領分の船を留置き御  
 用に可相達事

一、急事の節人数多く入るべき時は并て相定め候浦組の外、里方  
 の大庄屋へも申合せ人数併道具以下御用に可差達事。  
 一、人数出候跡、村々火の元并に盗賊の用心可申付事、大庄屋面  
 々此旨可存者也。

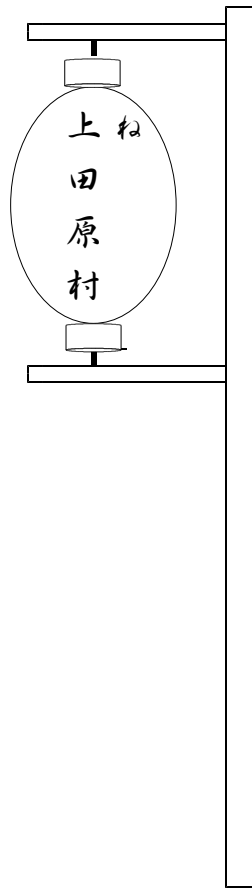
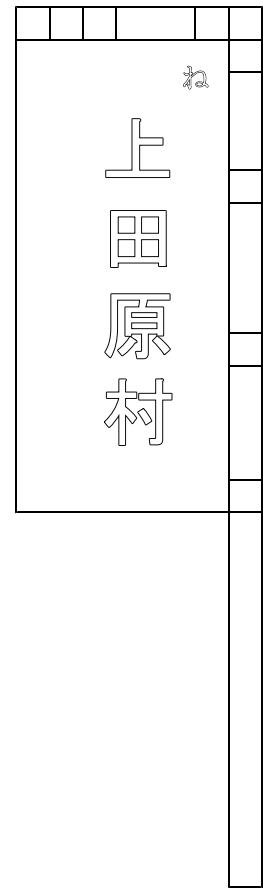
佐部村庄屋 吉之丞



内 人数拾九人

出 五人  
 在 四拾九人  
 馬 五挺  
 鉄 四挺  
 砲 九人

上田原庄屋安兵衛



人数百五人  
 内出五人  
 在村五人  
 鐵砲六挺  
 馬八疋

## 第二章 地誌

### 一、位置、廣袤、地勢

本村は東牟婁郡の東南部に位し、北は上大田村に接し、東は八郎山を以て下太田村及び下里村に隣し、西は高池町及び古座町に連なり南は太平洋に面す。  
 廣袤は約東西一里八町南北一里二十六町にして其面積約二、二平方キロメートルを有し、  
 戸数四百三十戸、  
 人口 男一千人 女一千百人 計二千百人あり  
 又其総反別は左の如し

### 田原村総反別（大正七年調）

田	二百二十六町四段五畝四歩
畑	三十九町五段二畝十七歩
山林	千五百九十七町七段二畝十七歩
山野	一町一段七畝二歩
池沼	十一歩
雑種地	一段八畝二十八歩
畝地	三歩
合計	一千七百六十五町六畝二十一歩
宅地	十町七段十五歩六合三勺
総計	千七百七十五町七段七畝七歩六合三勺
保安林	一町四段二畝三歩
社寺	三段三畝
溜池	六段九畝二十一歩五勺
井溝	九段十一歩九合五勺
悪水路	五畝五歩
墓地	六段二畝二十三歩
堤塘	一段二畝二十二歩
計別	一段六畝二十六歩九合
総計	千七百七十九町九段四畝四歩五合三勺

田原川 村の中央を貫流して海へ注ぎ、川の兩岸は田野開けたるも其他は山岳村内に連立し、其間処々に耕地あり、今総反別に就き平坦部と山間部と比較せんに、

田畑宅地 百七十七町  
山林原野 一千六百町

にして総反別の八割九分は山岳地なり。之を郡平均の山地九割五分に比するときは、稍平坦部に近しといふべきなり。村落は皆川の兩岸に其の居を占め、外に東方海岸に近く荒船、高浜の二部落あり。

## 二、山及川

那智山脈の支脈縦横に連筆し処々に丘陵を起せり。其の西南隅高池町楠境界に聳ける高峰を最高とし海拔三百九米あり、大畑峠其の南に連なり海拔二百七十一米、又東北隅下太田村界に聳ゆるを八郎山とし海拔二百四十九米あり。

村内に於ける三角点所在地は左の如し、  
大字佐部字役見谷 (海拔 百三十二米)  
大字佐部字大畑 (海拔 二百七十一米)  
大字上田原字西畑 (海拔 二百四十五米)  
大字上田原字八郎峠 (海拔 二百四十九米)  
大字下田原字山谷 (海拔 七十一米)

右は何れも明治三十六年の設立なりとす。  
田原川は水源二つあり、一は大字佐部奥高池町大字楠の山中より発源し、一は大字上田原億上大田村大字小匠山中より発源し出合に至りて二水流合流し南に流れて下田原に至りて海に注ぐ。流域約三里許、船楫の便なし。其の他溪流数所あれども称すべきものなし。

## 三、海岸

海岸は浦神湾より西南に連なり、角石崎、荒船崎の小斗出あり。岩礁嵯峨として其の海上にイサギ島、横島、大貝嶋、八丁嶋等の島嶼あり。森戸崎は田原河口の東屏を為し、其の間泊船の便あり。之より西方は西山一帯の地海蝕台地をなして角海岸に迫り、尾沖湾を経、善八崎に至りて古座町津荷に接す。其の海上に一つの嶋等あり。海岸線の長さ二里二町五十間に及べり。

## 四、地質

当村の地質は第三紀古層に属し粘板岩の地盤上に其位置を占むることは本郡各地に同じ、而して粘板岩は元來罅隙を生ずるを以て、此の大罅隙に石英粗面岩を噴生出せり、即ち浦神湾より本村内の佐部、上田原を経て高池町に入り古座川の兩岸に沿うて上り、三尾川村の犬吠峠に至りて滅す。其の間に数条の大帯をなす。各所に散在せる虫喰岩の奇觀は皆其の中に在りて、即ち綠色凝灰質石英粗面岩なりとす。而して粗粒質石英粗面岩は此の間に交て散在せるも其の数多からず、左に之を概況すべし。

### ①火成岩類

本郡に露出する火成岩は、大部分石英粗面岩にして之を細別するときは粗粒質石英粗面岩、凝灰質石英粗面岩、玻璃質石英粗面岩の四種となすを得べし、流理質玻璃質の両者は当村に其の露出を見ず。今粗粒質凝灰質の三者を概記すべし。

粗粒質石英粗面岩  
南牟婁郡鷲巢山附近より熊野川を横断して那智山に至るもの殆ど全部は本岩より成り、小さなものは古座川に沿いて三尾川村以東浦神湾に引ける帯中の諸点、小川村長洞尾、大島村の西辺、橋杭等各所に監察するを得べく、凝灰質石英粗面岩の迸発後、其の餘隙に乗じて発現せしものなり。本岩は外観花崗岩に類似し、俗にミカゲを以て称せられ、有色鉱物比較的少量にして善く久しきに堪へ、切り出しも容易なるを以て盛んに建築材料とせらる。

凝灰質石英粗面岩  
本岩は綠色及び白色の二種あり、綠色のものはもつぱら古座川筋の地に添うてあらわれ岩体は元來一弱の綠色石英粗面岩なれども風化浸食作用の為に褐色より濃褐色に變じ、又鈍円錐體に變じ尚を此の面に凹面を作り、進みては此の凹面に多孔の彫刻を現し(ムシクイ岩)斯くて一種の奇景を造出せり。即ち処々に散在せる蝕巖は是なり、一塊の標本によれば、直に凝灰岩を想起すべしと雖も、露出の現状、岩石学上の觀察等よりして、元に併発せしものたるを知るべし。俗にニギビイレの称あり。水蝕に抵抗する事弱き故に粗悪の建築材として多く溝梁、礎石、堤防、石垣用にせらる。

② 水成岩類

本村の内下田原は全部水成岩より成り、地質図那地図幅中の第二区域に属せり。今地質説明書に依り之を概記せんに、本郡の太田川筋を延長して湯の峰に達する線を東端とし、西牟婁郡朝来村、生馬村、下三栖村を西端にする区域を第二区とし、一般に北四十度乃至六十度東の走向を有し、西北又は東南へ傾斜す、其の西北斜するもの多くして五十度を最大角度とすれども、東南斜にするものは二十五度を最大とす。岩石は火山岩を除く以外は、燐岩、頁岩、泥岩、及び石灰岩にして、累層中の砂岩は第二区域のものに比して大いに硬く、白色或は灰色なり。白色のものは粗粒質なり粗粒質にして多くは厚層を為し、長石質なり。時に燐岩質に移るものあり、灰色なるものは細粒質緻密なるを常とし、薄層を為して頁岩と互層するものに多しとす。頁岩は灰色乃至黒色にして往々帯緑帯青なり。而して砂質なるもの珍しからず、燐岩は往々厚層を為し、砂岩頁岩互層及び覆せり。砂を以て膠結物とし尤頭大より(普通鶏卵大以下)砂岩、頁岩、閃緑岩礫より成れり。

③ 沖積層

第四紀層に属せる沖積層は下田原の海岸付近僅かに之を認むるを得べし。地質説明書に曰く  
一本層は沖積層期以後殆ど地変なく、今日の河海が沈積せし跡にして、現時尚を其の作用を連続するものなるを以て、地質は柔軟の泥土或いは砂礫より成り、層位水平なるを定則とす。本図幅は殆ど全土山岳地にして至る所山相迫り河亦多くは小にして流勢急なれば、従つて沖積層の見るべきもの自から少なし、御坊町、南部町、新宮町於いて稍大なるものあるに過ぎず。

④ 海蝕台地

西山一帯の丘陵は熊野海岸(宇久井村より日置川口に至る約二十里間)特有の海蝕台地の一にして海拔百尺位の高さにて極めて緩傾斜を以て南方に傾斜せり。これ海水の浸蝕作用の結果により、海中に生じたるものが、土地の隆起作用に因つて陸上に表出したるものなりとす。

⑤ 鑛泉

鑛泉は大字上田原の溪間野瀬の間に鷺湯温泉あり。又大字佐部の溪間湯ノ谷に薬師の温泉あり。汲み取りて自家用療養に供するのみにして未だ浴場の設けなし。

第三章 区劃 及 戸口

一、村内小字名

大字下田原ノ部

城道吹上 和田ノ前 濱 上之地 坊 渡り瀬 アリフジ 中田  
下モ才 片田 丸山 堂道 女郎神 山中 城郭 荒船 山谷  
東向 中屋 中ノ川 玉蔵院 五平 へクサビ 宝島 津荷ノ郷

大字佐部ノ部

佐部ノ口 地下坪 根木地 佐部ノ丸 道々路口 小池ノ口  
長浦 乙ガシキ 湯ノ谷口 下越 瀧ノ口 大河 大畑ケ  
湯ノ谷 奥 木村 廣田 向井 宇井 脇ノ地 廣井 田ノ洞  
芝田 津荷郷ノ奥 ゴラギ 瀧ノ頭 根ジ見 大川端 据石  
峠ノ前 大畑谷 フジカ畑 石畑 市洞

大字上田原ノ部

石瀨戸 上段 物譯場 枇葉谷口 蟻ノ平 柿ノ寄 緑リウ井  
野ヲ瀨 ヒ 鍋ノ裏 徳右衛門地 高畑 折橋 芝崎 下タウ井 漆畑  
荒堀 杵谷口 柿屋立場谷 鍛治ケウ井 ツム里ケウ井 漆畑  
堂ノ谷 池ノ地 月コ 小檜曾原 佛ノウ井 道ノ平 船越 シュウデン  
柱松 森 池ノ地 トミキ 立場谷 大川坪 堂ノ久保 池田 シュウデン  
品小森 トミキ 立場谷 大川坪 堂ノ久保 池田 シュウデン  
西ノ本 和田谷 尾地ウ井 車田 夕ケ瀬 岡ノ坂 皆瀬川  
コリボ 野瀬 地蔵ノ前 和田地 鍛治ケフチ 宮ノ本 岡ノ前  
和ノ洞 久司 落畑 秀谷 竹ノ木 二部田 双河敷 宮崎  
竹ノ鼻 岡ノ平 釜ヶ谷 西畑 大杉谷 保地ノ平 永田 岩屋  
河原田 岡ノ平 長谷 西畑 大杉谷 保地ノ平 永田 岩屋



二、戸口

昔時当村各部落の戸口は幾許ありしか、文献欠如して今之を詳かにするに由なく、熊野巡覽記、熊野見聞記、熊野歩行記、及び紀伊続風土記等の旧記類にも之を記載せず。寛永十九年書上「新宮領分道筋」には佐部村寺小家共五十二軒、上田原村寺小家共七十軒とあり、又文政元年の郷帳に佐部、上田原の戸口を記載せらるあり。

佐部

戸数	二十軒	外十七軒	内小家	計三十七軒
人口	二百三十三人			
	内	男百十二人	女百二十一人	

上田原

戸数	二十二軒	外十四軒	内小家	計三十六軒
人口	二百五十六人			
	内	男百四十人	女百十六人	

明治七年一月一日調査表に依れば

佐部

戸数	四十六戸
人口	二百六十六人
	内 男百四十二人 女百二十四人

上田原

戸数	六十戸
人口	二百七十六人

(以上は下里村役場保管旧十の小区書類に依りて調査せるものなるを以て下田原は記載なきものとす)

明治二十二年町村制施行の際の調査表に依れば

下田原	人口	一千百四十九人
戸数	三百六戸	
佐部	人口	三百二十一人
戸数	六十五戸	
上田原	人口	一百四十二人
戸数	六十九戸	
合計	人口	二千八十二人
戸数	四百四十戸	

又明治十二年以降の戸口表左の如し

下田原	計	男	女	明治十二年 一月一日	明治十三年 一月一日	明治十四年 一月一日
	一	三	六	六	六	六
	三	六	六	七	七	七
	五	八	八	八	八	八
	一	三	六	六	六	六
	三	五	八	八	八	八
	一	三	六	六	六	六
	三	五	八	八	八	八

佐部	計	男	女	明治十二年 一月一日	明治十三年 一月一日	明治十四年 一月一日
	三	一	一	一	一	一
	〇	四	六	六	六	六
	三	三	〇	三	三	三
	一	一	一	一	一	一
	五	一	一	一	一	一
	二	一	一	一	一	一
	三	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一

上田原	計	男	女	明治十二年 一月一日	明治十三年 一月一日	明治十四年 一月一日
	三	一	一	一	一	一
	〇	四	六	六	六	六
	七	五	二	五	四	六
	三	一	一	一	一	一
	〇	四	六	六	六	六
	七	三	四	三	四	六
	三	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一

又戸数は左の如し	明治十三年	明治十四年
下田原	二七三戸	二七八戸
佐部	六四戸	六二戸
上田原	六四戸	六七戸

尚最近の戸口統計表を左に掲ぐ

現住戸数	現住人口		平均一戸 現住人口	大字別戸数
	男	女		
大正四年	四四〇	二一三	二一	四、七人
同五年	四四〇	二一三	二一	四、七人
同六年	四三三	一九六	〇九	四、八人
同七年	四二五	一九〇	〇八	四、七人

大字別人口調

計	下田原		上田原		佐部	
	男	女	男	女	男	女
大正五年	五三九	一三七	一八八	一〇七	二〇二	一〇一
大正六年	五七〇	一四六	二〇〇	一〇二	一九九	一〇七
大正七年	五九六	一〇七	一四九	一〇二	一五七	一〇四

人口の出入りは、大正六年調査に於いて、他市町村へ出寄留者  
 男八十三人、女五十二人、合計百三十四人にして、他市町村より  
 入寄留者六十二人、女七十二人、合計百三十四人にして、其出入  
 り殆ど平均せるも在外者数に於いて、朝鮮者男二十一、女  
 十四人、在外国者男二百十四人、総計四百六十三人及び入村者  
 八人を算するが故に、他出者総計四百六十三人、総計男三百二十

に比し三百二十九人の在村減少を見るの現象成とす。尚最近の出  
 入統計表を左に挙ぐ。

入寄留者	在朝鮮		在外国		総計
	男	女	男	女	
大正四年	六	一	二	二	四
大正五年	八	一	二	二	四
大正六年	三	一	二	二	四
大正七年	〇	一	二	二	五

三、海外渡航者

本村は本郡に於ける海外渡航者の殆ど魁首を為せるものなり。  
 明治二十四年已に二名の渡航者あり、翌二十五年には三十九人  
 となり、二十年にはは三百一十一人達し、三十年には百九人と  
 とし、北米合衆国には三百一十一人を算せり。而して其の渡航先は主  
 査にては北米合衆国にして其の他は至りて僅少なり。大正六年の調  
 査にしては北米合衆国二百七十三人、比律賓十一人  
 黒其哥一人、濠州一人  
 にして総数の九割五分以上は北米合衆国なり。女子の渡航者は最  
 初に在来渡航者が家族を呼び寄する者増加し来たり十余年前より  
 従い無なりしが渡航手續を呼び寄する者増加し来たり十余年前より



応じ上中下の等級を分ちて坪刈りをなしたる後平均一坪の收穫  
 一升なれば一反歩三石なり。内五分を種代、五分を欠米一割  
 を年々損耗と看做し合計三割を減じ二石四斗となる。五合摺と  
 して米一石二斗なり。即ち之を上田の石盛十二とす。中田下田  
 は之に準じて通減す。之を各反別に乘じたるものを高という、  
 即ち石高なり。之を一村に通計して村高とす。而して其の貢租  
 はこの石高に免を乗じたる高を以て定む。例えば免一つなれば  
 高一石に付き貢租一斗の割とす。又其の免を定むるは毛見の法  
 に依る。毛見は公文には渾て検見の字を用う。田畑に栽培する  
 植物を毛と称す。毛見とは其の年の立毛を見て豊検を定むるの  
 謂ひにて毎年九月秋作の熟するを待つて郡奉行(代官)

は検見として在方に出張し大庄屋、庄屋をして坪刈穂摺の用意  
 をなさしめ適宜の地を相して坪刈をなし其の場にて穂摺をなし  
 其の地の收穫高を検するなり。又定免とて常に水旱損の患なく  
 或は毎年の收穫概ね一定し或は又豊凶平均の納租を望む村里の  
 請願により永定免即ち定期の免とし又は五年七年の年季を附し  
 て租額を一定せしむる時あり又定免の付方にして非常の天災を蒙  
 り毛見を願ひ出づる時は検見の上、田租十分の三以上の損毛に  
 当れば減租を許すことあり之を破免と謂う。毛見は単に登量に  
 のみ拠るに非ず其の年の豊凶は論を待たず村民の貧富田畑自由  
 作の有無耕耘の勉否餘業の種類産物の有無肥料の難易運輸の便  
 否用水の潤否等百般の村況を視察し偏輕偏重に流れず公平無私  
 に検定とするを主眼とし民治行政中特に重要なるものなれば特  
 に熟達の老吏を選び厳肅に之を行いたるものなれども苛欽誅求  
 に苦しむることありて頗る私曲の行はれたるものなりという。か  
 利を図ることありて頗る私曲の行はれたるものなりという。か  
 くて其の年の立毛相応の見立をなして免を定むるものなるが貢  
 租の率は六公四民收穫高の六分は官納四分は人民の所得がな  
 りとす。之を生租とし外に附加税として

差米 生租 一石に付 二升五合宛  
 口米 同 二升宛  
 糠藁代米 高 百石に付 一斗九升宛  
 郷役米 同 一斗三升宛  
 等種々の特別税あるが故に收穫の凡そ十分の八は収公せられ残  
 りを以て肥料代農具料を辨じ又一家の生計費に供せざるべから  
 ざるが故に百姓の得る所は幾許もなく漸く裏作(麦)によりて其

の生計を支え得るに過ぎず稍もすれば収支相償はずして逃亡を  
 企つる者あるに至れり。但し新田は其の開墾の年より歛先とし  
 て三年間無年貢と定め且つ糠藁代等二、三の附加税を免除せら  
 れたり。  
 扱て当村の石高は幾許なりやというに明治六年調査によれば、  
 佐部村 百七十九石二斗五升八合  
 上田原村 二百四十四石七斗三合  
 下田原村 四百七十四石六斗八升四合  
 にして又其の免は幾許なりしやというに下田原村は文書の徴す  
 べきものなけれども佐部上田原兩村分は明治五年免割帳に左の  
 記載あり

明治二年(巳)より明治四年(未)迄三ヶ年  
 定免五ツ七分  
 一、 高百七十九石二斗五升八合 佐部村  
 内、 高百七十九石二斗五升八合 諸永引  
 残高 高百七十九石二斗五升八合 諸永引  
 此貢米 百八十六石六斗五升八合九勺  
 此毛付免 六ツ一分三厘九糸余  
 明治二年(巳)より明治四年(未)迄三ヶ年  
 定免六ツ七分  
 一、 高二百四十四石七斗三合 上田原  
 内、 高二百四十四石七斗三合 諸永引  
 残高 高二百四十四石七斗三合 諸永引  
 此貢米 二百二十三石二斗七升九合  
 此毛付免 百六十三石九斗五升一合  
 七ツ三分四厘二毛九糸内  
 明治六年調 高反別表  
 左表は明治六年三月和歌山県令より大蔵大輔に宛てたる報告書  
 中に記せるものなり。  
 佐部村

反別 高百七十九石二斗五升八合  
 新田 高百七十九石二斗五升八合  
 反別 十六町五斗六升三勺  
 高十五石四斗九升八合  
 反別 二町一反六畝六歩

上田原村

高二百四十四石七斗三合

反別 高二十町一反三畝四歩

新田 高六十四石三斗八升三合

反別 七町三反七歩

下田原村

高四百七十四石六斗八升四合

反別 高四十一町六反四畝

新田 高十五石七斗七升九合

反別 三町四反六畝三歩

## 二、與力地

本村の内下田原は前記の如し。和歌山藩直轄に属せるが上田原  
 佐部は新宮藩にして與力地なり。時、特に附與せられし勇士にして後重仲公が新宮に入りし時、隨  
 従し來れるものにて直臣の格なりしが水野土佐守忠央の時藩士統  
 一の必要上幕府の允許請い他の藩士と同一の待遇となりしものに  
 て直臣時代には甚だ跋扈せしものなり。何期徳川史に曰く與力は許元幕府の直臣何れも覺ある歴々武功  
 の士、殊に高禄也。古與力と称するは即ち加勢の義にして與力其  
 の者も驍將に属し一武功を顯さんと希望し之が將たるものも可成  
 る士を部下に率いんと休戚を興にせんと志し最も親密なりしとこ  
 ろ地平年久しく一口に與力同心と称し自ら輕輩視するに至りしも  
 のなり云々。扱て上田原佐部の石高一〇〇〇知行所治単萃意に依りて左に  
 摘記せん。

元和封初

新宮與力

高 二百七十八石七斗四升八合 佐部村  
 高 二百四十三石二斗三升 上田原村

正保三年 割延今高

高 二百四十二石六斗五升

與力岩手弥左衛門(百五十石の内)

高 三百四十二石九斗三升

此元高 三十六石一斗四升

此元高 二十九石五斗四升六合

與力平岩七左衛門(二百石の内)

高 百一石六斗七升

此元高 八十六石三升七合六勺

與力岩手九左衛門(百五十石の内)

高 九十三石一斗九升七合

此元高 七十一石七斗一升九合

與力平岩助右衛門(六百石の内)

高 百六石三斗

此元高 八十六石三升七合

此元高 八十八石六斗

此元高 七十一石七斗一升九合

與力井上庄蔵(三百石の内)

高 九十六石一斗七升五合

此元高 七十一石七斗一升九合

與力内藤平左衛門(二百石の内)

高 七石八斗四升三合

此元高 七石一斗八升四合

免二ツ五厘八毛二糸の内

高 十五石四斗九升八合

取 三石七斗三升七合

取 六十石六斗五升五合

取 十三石六斗

免四ツ八厘一毛一糸の内

高 二百十五石八斗一升三合

佐部村

佐部村

上田原村

上田原村

上田原村

佐部村

佐部村

上田原村

上田原村

上田原村

佐部村

佐部村

上田原村

上田原村

上田原村

上田原村

上田原村

上田原村

上田原村

上田原村

佐部村

佐部村

佐部村

佐部村

佐部村

上田原村

上田原村

上田原村

上田原村

佐部村

佐部村

取 百石三斗八升四合  
高 三百十三石九斗八升六合 上田原村  
取 百六十三石九斗五升一合

### 三、貢租以外の附加税

藩政時代の生租たる貢米の納出法は前記の如し、而して此の貢租に付随せる附加税と外に諸種の特別税(小物成と称す)とあり今左に之を略記すべし。附加税には左の数目あり。

#### イ(二分米)

高 百石に付き 米二石但し新田は不納  
国初に於いて藩主江戸下向の節百姓高百石に付人夫二人宛を出さしめしが後には人夫を止めて米納となさしむ。延宝元年よりは米一石を六十目替とし銀納となさしむ。

#### ロ(糠藁代米)

高 百石に付米一斗九升 但新田には不納  
元は馬の飼料として高百石に付糠五石藁十八束宛納めしが慶安元年より前記の如く米納と定む。

#### ハ(口米)

年貢百石に付二石宛  
代官所入費手代物書の給料に充つるものなり。

#### ニ(差米)

年貢百石に付二石五斗宛  
年貢米一俵は米四斗づつ入れ納めたるも度々持ちなやみ米の善悪を見改むる等にて耕目の減ずるを補わんがため一俵に付き一升宛の割にて別段に之を収めしむ。

#### ホ(郷役米)

高 百石に付米一石三斗宛 但し 新田は不納  
又一分二厘米という「紀州田畑の書」に曰く在々池川御普請は先年は百姓を遣い候処兼應二年より高百石に付米一石三斗づつ在々より納させ人足を召抱へ普請に遣い申候人夫多く入り候節は百姓共に賃米相応に遣して使い申候。但し一米は村々に取立置き御普請

入用に遣い申候」とありて各地に於ける溜池堤防修築の費用に充しものなり。熊野年代記に兼應四年太田色川與力地一分三厘米始まるとあり附加税中郷役米は最も嚴重に徴収したるものにして普通の貢租未納の場合と雖も郷役米のみは必ず上納せしめ且つ凶年に際しては窮民救済ため田地普請等の事業を起すこと多きにより尚郷役米の必要を感じべきにより嚴重に之を徴収し若し納付したる郷役米を代官に於いて貢租の方に差引計算せんとする時は之を拒絶すべく又郷役米の滞納を生じたる場合は代官の責任たるべき旨嚴重に諭示せられたるものなり。

### 四、貢租以外の特別税(小物成)

以上附加税以外の租税は凡て小物成と称して之を徴収せり紀州田畑の書に曰く  
小物成は浅野紀伊守時代より田畑年貢の外に口銀運上等の類品々筋并に御入国以来田畑年貢の外新規の御納筋の分は小物成と相極め其の中加子米二分口茶口佐八山方銅山等は其の役所役所より御勘定の上別段に納め申候。

#### イ(加子米)

元、御国船と称し国主乗船の水主を沿海の請村より徴発したりしが後之を加子米と改め米を以て上納せしむ。

#### ロ(二分口)

又口銀と称す別項に之を詳記す。

#### ハ(帆別米)

帆の端数により船舶の運上を徴するものにて五端より上、大端帆迄は一端に米八升づつ、四端帆は以下は之を徴せず、奥熊野は四端より七端帆迄八升、口熊野は六端帆五升、五端帆四升で七端より上一端一升づつの定めなり。又、床銀として大船一艘に銀二匁づつ、小舟一艘につき一匁づつを徴せり。この床銀は本村下田原浦に於いても上納せしものにて本項末に記載せる安永九年及び文化元年の舟床銀差出書に依りて之を知るを得べく安永九年には十二艘にて二十四匁文化元年には四十艘にて八十匁なれば右は何れも大船にして一艘に付二匁の割なり。

二(諸漁之口) 漁業者に賦課する税金にして水夫米と称し一浦村毎に一カ年米三斗を上納せしむ。

ホ(山年貢) 一に山手米山手銭等の称あり、村持、百姓持の山林に賦課する税金なり。後年には山税とも称せり。

ト(貝取運上) 寛永の頃より定りたる鮟貝取運上にして本郡中津荷下田原両村は錢五百文宛上納せり。他郡にては有田郡小豆島より錢一貫四百三十文上納せり。

チ(冥加金) 以上小物成の外に商工業者より特別に徴収する冥加金なるものあり藩の制度にては商工業者の数は概ね一定し猥りに他人の就職を許さず故にこれ等特別の恩恵を蒙りたるものより冥加金として之を収めありしものにして許可せられたる際一度限りに納せるものあり又年々納せるものありて一定せず。

リ(諸役引) 一、諸役引とあるを(変更) 加子米を納むる浦々伝馬所船渡場大工其の他特別の負担任務を有する処及び寺社領には役引と称して二分米郷役米を免除せり。

一、銀 舟床銀差出(床銀参照) 二十四匁

右は当年村中舟数相改申し書付差上申処相違無御座候一艘にても隠置き外より訴人御座候はば本人は不及申上庄屋肝煎曲事可被仰付候。以上 寛永九子五月

御代官所

下田原浦 庄屋肝煎

一、船床銀差出 船数合四拾艘也

右は当浦当子年船数相改候処如斯相違無御座候(以下同文) 文化元年子五月 下田原浦 庄屋 才助

御代官所

同所 肝煎 良助 右同断 惣吉

五、二分口

藩政の頃は二分口役所なるものありて諸物産に二分の税銀を課せり。即ち小物成(雑税)中の税目にして其制遠く慶安の昔に創り封内津浦河流の要所に役所を置き河海によりて輸出入の物品を査し之に對し二分の代銀を収めしむ国の内外を論ぜず物の公私を問わず苟も輸出に關する物は必ず徴収し犯す者は其物品を徴収す。其吏員は勘定奉行の下に二分口奉公ありて一切を統理し役人手代と稱する小吏各所に駐在して監査徴収に服し而して收納の銀兩は皆藩の金庫に入る其金額年々異同あれども安政三年より慶應元年に至る十カ年を平均するに一カ年に四万三千兩に達し、慶應元年十月より翌二年九月満一カ年の收納高二万八千五百三十八兩なり。

二分口は又単に口銀或は口前と通稱せり。紀州封内の二分口役所は合計百二十三ヶ所あり、役人手代も亦数百人、皆薄給の輕輩なり、二百年來の慣行に馴れ胥吏數年の熟練により百般の物品の量質個數価格鑑定の識別等厘毛も誤らずして荷主船子も敢て眩惑し得ず荷主も亦良く国法たるに服従せしと云う。

今、二分口役所控に依り本村に關する部分を抄記せんに

下田原 役所 四間に三間半  
村高 五百石程  
家數 百三十家程  
漁船 六艘  
小船 六艘  
細魚網 三帖

四艘張 二帖  
 地引 二帖  
 磯打網 六帖  
 餌網 (内聞) 九帖  
 鮎網 二帖  
 かます網 二帖  
 細魚網 一帖

釣船 九艘  
 小舟 百一、三十人  
 漁事

当浦は主に作方にて漁事は作間に相稼ぎ、山方も差しての木材等も出て不申候、尤も近年山追々切荒候付、此の節材木の出で少きとの事、磯運上と申し左の通り例年無口に上納有之候

下田原村より  
 上田原村より  
 佐部村より

六、拝借、米麦の事

南龍院公入国以来領内の貧窮にして自治し能わざる者を救済せんが為め、領内の各所に麦稗の類を貯えしめ、貧窮者ある時は、庄屋大庄屋をして出願せしめ、郡奉行、御代官の調査により之を貸与するの制を設け、借り入れの麦は翌年返納すべき規定なるも無資力には之を減免することとし郡奉行は毎年春期に管内を巡視して、百姓の生活状態を視察し、貧窮者ある時は之を救済するの方を立てしめたり。又土木工事或は凶作の際及び百姓の困窮にして貢租に差支えある者に対しては米穀貸与の方法を設け無利息或は薄利にて弁賦償還せしめたり。今本村に於ける右に関する古文書を掲げて参考に供す。

一、御借麦の事

六十一石六斗三升五合三勺  
 三十一石一斗  
 二十四石九升一合  
 三十三石五斗三升四合三勺  
 此三十三石五斗三升四合三勺未納  
 此三十一人  
 此三十一人  
 此三十九人

明和三年戊辰取立  
 死失  
 未納

右は御借麦当戊辰取立麦并に未納死失共書附指上申候尤取立麦之儀は私共預り御座候御用次第払上可申未納麦之儀も追々に取立申筈に申付御座候以上。  
 明和三年戊辰五月

同所  
 庄屋  
 肝煎

翼 羽左衛門殿 (翼は古座組大庄屋也 西向住)

一、拝借仕御米之事  
 御米合 十八石二斗五合  
 内 二石  
 二石  
 一石八斗  
 十二石  
 下田原浦  
 太平次  
 原三郎  
 十五郎  
 村中

右は当亥(明和四年也)納米の内村中諸稼飯米に拝借仕候処実正に御座候御米代銀返納之儀は来る子六月御直段相極次第急度上納皆済可仕候為後日御米拝借状依て件如。

明和四年亥極月  
 下田原 庄屋 肝煎

翼 羽左右衛門殿

七、明治初年旧村債 顛末

藩治時代に於ける拝借米麦の事は前記の如くなるが此の方法は明治の初年に至りても継続せり、今其の書類を左に概示すべし。

金穀貸下帳(折録)

元新宮縣第七大区十、十一、十二、十三、十四 小区副区长  
 先般大蔵省より別紙写の通り御布達相成候就いては旧新宮藩正  
 租雑税等不納貸し別帳仕出之通り有之分左の個條書之通り早急取  
 調十一月五日迄に別帳相添え無遅緩可申出事  
 明治六年十月十日

一、貸付金高の内辨済差引当時全く残高仕出書と相違無之坎村々引合せ可申出事  
 新宮在勤所



一、但辨濟仕立の外に相納候分も有之候はば何れへ相納有之  
坎の確澄等詳細可申出事

一、年賦割合の通り可相納の処難渋又は凶作等にて自然未納延年  
相成候分等は役柄可申出事

一、但し年賦割合の通り相納来候分は此限にあらざ  
殘金穀何程年賦切れに相成有之分、即今一時取立又は難渋村  
等にて更に年賦不相成候ては納め難きか且年賦中之分此後割  
合之通り相違なく納むべきかの有無等篤と取調候上見込可申  
出事

但最初貸下の節返納振取捨無之分は此の後返納期限取調  
可申出事

明治二年十二月  
銀五十六貫七百五十目

一、此米 五十石 上田原村  
但石に付 一貫三十五匁替

是は近年凶作相續き其の上当七月大風雨にて立老傷多く殊に  
諸事高直稼等も無之難渋願に依り貸下、午年(明治三年)より  
無利息十ヶ年賦之筈

内 二貫七百五十二匁 午未年 納  
残り計五十八貫九百九十八匁

明治四年未年  
銀七十五貫五百五十匁 上田原村

一、此米 九十八石  
但石に付七百七十五匁替

是は凶作難渋願に依り貸下未年より十ヶ年賦の筈

内 二貫九百六十匁 未年 納  
残り計七十二貫九百九十匁

明治四年  
銀三十一貫匁

一、此米 四十石  
但石に付七百七十五匁替

是は凶作に付極窮願に依り貸下無利息未年より六ヶ年賦  
の筈

内 三貫百六十六匁六分 未年 納  
残り計二十五貫八百三十三匁四分

この村債は其後明治十三、四年頃に至りても完納せざる書類あ  
るも其の後の顛末は之を詳かにする能わず。

以上は太田組に属するものなるが、古座組に於ても同様の村債  
ありて安政四年古座組在々にて

米 二十五石二斗六升の村債ありしが、  
内 十四石三斗一升四合 元 納

安政四年より明治五年迄返納済  
但一ヶ年分 米八斗四升三合也

殘米 十石九斗四升六合の内三分の一を政府の棄損とし  
殘米 七石二斗九升七合三勺三才

此代金 二十八円五十四錢七厘  
但石に付 三円九十一錢二厘

は明治六年より同十五年迄無利息十ヶ年賦処分済の書類あれど  
も下田原村に属する金穀幾許ありしや今之を詳かにする能わず。

(附) 三分加免除出願

古座組外四組の本藩領に於て貢租過約に付方出願の事あり、参  
考の為其の顛末を左に記載す。

本藩領の古座組三尾川組江田組周參見組四番組の五組は、享保  
元年中頻年凶作に遭遇し、貢租未納となり、一時納出の方法な  
りしに依り年度嘆願の末、右未納高寛保元年より定年貢租へ五分  
五厘を増し合計三分の増租となりて三十余年間引續き増納したる  
厘を増して最早最初の不納高皆濟となりて安永八年増免容  
ににより最早最初の不納高皆濟となりて安永八年増免容  
赦の義を出願せしに前年の不納貢租あればこの分へ相納め候旨申  
し聞けられ更に増納すること數年に及び天明三年同八年両度歎  
するも更に許可を得ず、文政六年に至り又々嘆願せるに貢租の  
納は皆濟となりたれども加子米の滞納ありて矢張免除を得ず泣  
泣く増納を續けたり、弘化年中更に増納せしに、今回は代官所より  
初年よりの増納高と不納高と差引計算の上、弘化三年迄に三百九  
十石の過納となりたる旨申開けられたるのみにて増納の義につ  
ては更に何等の恩命に接せず明治二年迄二十二年間引續き増納し  
来れるに右過納高下付の義五郷組合長より出願せるも爾来有  
耶無耶の裡に歳月を経過し遂に地租改正に際するに至れり。五郷  
にて三分の加免高一ヶ年間の過納高は九千四百五十三石餘となり莫大  
の高とはなれり。

右は明治二年十月、三尾川組郷長、南輔、古座組郷長佐藤民治、

江田組郷長藤本源二郎周參見組郷長中田耕右衛門四番組郷長野長瀬七郎五名の連署を以て民政所へ嘆願せるも遂に何等の解決を告げずして其の儘となりしものなり。

## 八、明治初年の貢租

明治元年八月租税は暫く旧法を踏襲すべきの布達ありて税制は多く変更する所なかりき。然れども従来の如き検見の法に依るときは其の手續煩雜にして莫大の費用を要し、且つ其の弊害も少からざるを以て悉く三年の定免と定めたり。

米納の法は数百年來の習慣にして藩士の俸米の如きも現米を以て支給したりしが故に現米納付は止むを得ざるの情勢にして、本村内の下田原は古座組に、佐部上田原は新宮藩に輸送せしが明治維新以後は官公吏の俸給は凡て現金を以て支給することとなりたるが故に、農民も米納の苦よりも金納の利便を唱うるに至り官民の合意に依りて、明治五年壬申の貢米は現金を以て古座出張所に送納せり、而してその換算石高は一石に付三円四十一錢三厘二毛とせり。この換算石高は何を標準とせとやは分明ならざれども、其の翌年の四月七円十一錢、及び明治八年改租當時の五円四十七錢に比して遙に低位に在り、時価を標準とせしものなるべきか、かくて明治六年七月、石高の稱を廢し、次で地租改正の詔勅ありて従来の米納を凡て金納に改めたるも當時価査定の際未だ緒に就かざるを以て従前の如く米納を許し其の内の幾分かは直に換算して徴収し明治八年に至りて全く金納に改めたり。

而して右の石高は毎年十月十五日より、十二月十五日まで六十二日間、和歌山、田辺、新宮三ヶ所の上げ米平均相場を取りて明治六年は郡村貢租石代納一石に付金四円七十一錢全七年は金七円二十八錢九厘二毛五と定めたり。

地租改正条例は、明治六年七月を以て發布せられたれば本縣は全七年四月改正の業に着手し、八年三月地租改正人民心得書を頒布し先ず第一着に地押丈量を実施したるに、山間溪谷或は海浜の砂地に於て新に発見られたる地所少なからず各実地の丈量を完了したる上に於て、先ず地位の等級を定め、之を各地平年の收穫に对照して茲に村位を定め一村内の一地一筆の割賦は人民の協議に一任したり。而して收穫米に課すべき地価は明治三年より七年に至る五ヶ年間に於ける和歌山、新宮、田辺三地方の米価を一石五円五十四

錢、麦価を一石三円とし之を標準として地価を査定せんとせしが縣内議論囂々として起り反対の陳情を存せしかば更に和歌山、粉川、橋本、湯浅、御坊、南部、日置、串本、新宮の十カ所の平均相場を取ることとし米価を一石五円二十七錢、麦価を一石三円十三錢と定め各郡より老農數十名を県庁に招集して隣村類地の比準より一村収利の厚薄を監査考定し尚之を各小区長に示して其の可否を論究せしめて之を査定せり。然れどもこの査定の新租により旧租より重き負担を受くに至れる村々は之を甘受承服せず数回の折衝を経て明治十一年に至り漸く解決するに至り、地租改正の事業一段落を告ぐるに至れり。

然れども本縣各町村の地価の他に比し高価なるよりして或は地価修正の請願となり、地租軽減の嘆願となりしが政府当局もここに見る所あり二十二年法律第二十二号を以て本縣并に大阪等の各府県に向うて特別地価修正を施行せられ、本縣にては田地価に於て一割八分余畑地価に於て二割一分余の軽減となりたるも尚他府県に比して高率なりしかば、明治三十一年に於て一割一分余を減じ、畑地価に於て一割九分余を減ずるに至れり。

## 九、村歳入出

明治の初年より明治十年に至るまで現今の村費に相当するものを民費と稱し、各地適宜の方法によりて之を徴収し、其の賦課法は一定せざりき。全十一年地方税規則の發布ありて、税法を統一し其の区町村限りの入費は之を協議費と稱し、其の区町村人民の協議によりて之を定むることとせり。然るに其の經費の收入支出高は文書の備はざるが為に之を詳らかにするを得ず。又明治十二年戸長役場設置以後に於ける役場費も文書散逸して之を詳らかにしがたし、只明治十五年七月より九月に至る三ヶ月間の戸長役場經費明細帳なるもの現存せり、左に之を摘記す。

明治十五年自七月至九月戸長役場経費明細表

下田原 佐部 上田原 三村組合  
戸長 浦野沖

通計 金四十五円三十銭  
即一ヶ月の戸長役場経費平均十五円十銭也しなり。

一金四拾五円三十銭 総計  
内 十八円 戸長給料 三ヶ月分  
十八円 手伝人 十六日分  
三円二十銭 小使い給料 三ヶ月分  
九円 半紙二千五百枚代

左に明治十七年以後協議費を改めて区町村費と称し、二十二年市町村制の実施によりて町村財政の制度茲に完備するに至れり。

歳入累年比較表(六年度以下ハ決算ニ依ル)

科目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
使用手数料	三九二〇〇	三七六〇〇	七八九〇〇	五八四〇〇	八二〇〇〇
縣補助金	七〇〇	〇	〇	一四〇	三〇〇
郡補助金	〇	〇	〇	二六四	二八〇
繰越金	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二六八	二八〇
雑収	一四一	一八二	一七七一	六三六	四〇〇
國庫村税	一五二	二七〇	二七一	一〇〇	〇
國庫下渡金	一四一	二〇八	二〇九	三六八	四〇〇
財産代	一五〇	二〇八	二〇九	二五八	二〇〇
財産払入	一五〇	二〇八	二〇九	二五八	二〇〇
財産収入	二〇〇	二五八	二五八	二五八	二〇〇
合計	七二五七六	七二五七一	三六六八九	七二五七一	一六一四八〇〇

歳出累年比較表(六年以下八決算ニ依ル)

科目 (經常部)	大正三年		大正四年		大正五年		大正六年		大正七年	
	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位
役場費	一八二八八九二		一六三六五八〇		一六四二八〇五		一九一四九二七		二五九七〇〇〇	
會議費	三九〇〇〇		二八五九〇〇		二四八五〇〇		四〇〇八五〇		一三四五〇〇〇	
土木費	二七七六五一九		二七四一三七〇		五九七二五〇		三〇〇〇〇〇		一三三〇〇〇〇	
小学校費					二七三三二九五		一九一二七五〇		二八一三〇〇〇	
裁縫學校費					二七三〇八九五		一九一〇四〇〇		三七三〇〇〇〇	
學事諸費					三三〇八九五		三九一〇〇〇		三六〇〇〇〇〇	
傳染病予防費	三一四〇〇		一三九〇〇		六四九一〇		六七九〇〇		八〇〇〇〇〇	
隔離病舎							四八八〇〇		二八〇〇〇〇	
勸業諸費	六三九五六		三四一七五		二四五三五		八八八〇〇		一〇五〇〇〇〇	
救急費	三五〇〇〇						〇八六〇〇		〇〇〇〇〇〇	
警備費							二〇〇〇〇		一〇〇〇〇〇〇	
諸稅及負擔費	一九四九一〇		二二八〇六〇		三三一九三〇		一四七九〇〇		四三〇〇〇〇〇	
衛生費							三三九七九〇		六〇〇〇〇〇〇	
雜支費							一四七九〇		六〇〇〇〇〇	
財產支出	六三三〇〇		六七五〇〇		二一〇八九〇		三三七八〇		九六〇〇〇〇	
植林費	二七一七三〇		二六二〇〇〇		一三三五〇〇		八二九〇〇		〇〇〇〇〇〇	
財產造成費										
予備費										
計	五二九二七四七		五四三七五一五		五〇九三五一五		五六五八〇二二		七二四五六〇〇	
補助金	一一〇〇〇		四七〇〇〇		六八〇〇〇		一一〇〇〇		一七四〇〇	
財產造成費										
郷土史編纂費										
小学校營繕費	四〇〇〇〇		四七九二〇		九九九六二五		一二〇〇〇		八九〇〇〇	
勸業費	五一〇〇〇									
計	五三四三七四七		三四八五四八五		六〇九三一四〇		五七七八〇二二		一六一四八〇〇	
歳出合計										

国税負担累年比較表

科目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
所得税	二八五〇	二七四〇	二七三二	二七〇五	二七〇四
営業税	一六〇八	一六七一	一七七一	一七〇三	一七〇三
営業種別	一ナシ	一〇シ	一〇シ	一〇シ	一〇シ
随時収入	三三〇二	五一五八	三〇八四	三二六一	三二四八
計	七九四〇	八二五〇	八四七五	八四〇〇	八四〇〇

縣稅負担累年比較表

科目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
地租	一二六〇	一一三七	一一四〇	一一三三	一一三三
國稅附加税	二七三六	二九二九	二八〇〇	二五五〇	二五三〇
所得稅附加税	一〇〇四	一一〇一	一一〇一	一一〇一	一一〇一
營業稅附加税	一〇七六	一〇九〇	一〇八二	一〇八四	一〇八四
營業種別	一〇九七	一一〇九	一一〇九	一一〇九	一一〇九
雜種割	四〇二〇	四二四六	四三〇八	四二八五	四二八五
戸數割	六二〇二	六四七六	六四八五	六四八五	六四八五
計	二四八〇	二六五二	二六四一	二七〇〇	二七〇〇

村稅負担累年比較表

科目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
地租	五七〇二	五四九五	五二二六	五四二二	五四二二
所得稅	二五〇二	二〇〇〇	二一七三	二二八五	二二八五
營業稅	二五〇二	二〇〇〇	二一七三	二二八五	二二八五
營業種別	二七五四	二三八一	二七二二	二七五九	二七五九
營業種別	一〇七〇	一〇三九	一〇三九	一〇三九	一〇三九
營業種別	一〇七〇	一〇三九	一〇三九	一〇三九	一〇三九
計	一八六一	一七二二	一七二二	一七三三	一七三三

科別計	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
(縣稅附加稅)	ナシ	二一八七〇	一四八一九〇	二一八四四〇	
特別計	五〇九〇〇四〇	四六〇三八五〇	五三九四六八〇	五九二八八八〇	

現住一戸に対する諸稅負担累年比較表

科目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
國稅	一、五九九九余円	一、四九〇八余円	大正五年	大正六年	大正七年
縣稅	一、七四円	一〇、三四円	一一、八円	一三、一円	
村稅					
計					

十、基本財産

縣當局は明治式拾七年七月訓令を發して、市町村基本財産蓄積の事を諭し、次で同式拾九年八月將來市町村の歳計は各其の基本財産より生ずる収入を以て維持すべき旨を更に諭す所ありたり。これより穀町村は條例を設け前年度決算の剰余、或は臨時の收入、國庫交付金、縣交付金等を蓄積するの制度を設けたり。本村に於いても之に準拠して蓄積する所あり、明治參拾五年には基本財産蓄積條例を定め爾來実行せるが大正五年七月之を蓄積するの制に改めたり、又別に小学校基本蓄積規定を定め明治四拾參年七月よりこれを実行せり。

大正七年二月の現在基本金左の如し

村基本財産の部	一、	安永二年差出帳 (下田原分)
帝國五分利公債証券額面金四百円	一、	高別 四百七十四石六斗八升四合
現金 六千五百五十三円二十五錢	一、	此反別 四十一町五反七畝二十三歩
(外に土地山林は之を略す)	一、	内 高 三百四十二石八斗八升六合
小学校基本財産の部	一、	此反別 十五石七斗七升九合
現金 三百四十九円八十九錢	一、	牛三十頭 三町五反六畝十六歩
(付表)	一、	内 網 六帖 二十一頭 牝牛 十八頭 牝牛
安永二年(二七七三) 差出帳	一、	内 船數 十二艘 三帖 細魚網 三帖
文政元年(二八一八) 郷帳	一、	内 諸僚船 六艘 同小舟 四艘
明治七年一月調 管轄表	一、	内 狼煙 一ヶ所 川艦 一艘
	一、	内 村境 三本所 鬼和田より荒船高浜迄
	一、	内 東 浦神との境 山中峠より鬼和田山迄
	一、	内 北 上田原佐部村との境 岩屋口迄
	一、	内 西 池ノ口高河原村との境 津屋口迄
	一、	内 南 畑出合大山へり迄 大はえ山南へら尾通それより大田

右は御改に付書附差上申候  
安永二年巳二月

中西孫左右衛門殿  
下田原浦庄屋  
同所肝煎  
右同断  
太平次  
十五郎  
平三郎

文政元年郷帳(佐部)  
佐部村  
松田為兵衛

一、高  
内 百七十九石二斗五升八合  
不足高

此反別高内  
上ノ上田 一町三反九畝 三歩  
上ノ上田 二町二反七畝 二十一歩  
中田 一町八反 十四歩  
下田 一町三反八畝 二十一歩  
下ノ下田 四町八反 二十一歩

烟方四町八反九畝二十七歩  
内上ノ上田 三反九畝 二十四歩  
上ノ上田 七反四畝 六歩  
下ノ下田 二町二反四畝 二十七歩  
下ノ下田 六反二畝 十二歩  
切畑 一反八畝 十五歩  
屋敷 二反八畝 十五歩  
紙茶 三十二斤 十五匁  
紙木 二束半

残高合計 百七十八石七斗二升八合  
内 上ノ上田 一升七合  
上田 二石三斗八升四合 三歩  
上田 五石六斗三升二合 古荒

古荒  
古荒  
古荒

下田 五反一畝六歩  
中畑 五斗六升二合五勺  
下畑 四畝十五歩  
下畑 八升  
下畑 一畝

下ノ下畑 二石一斗一升六合  
下ノ下畑 五反二畝二十七歩  
切畑 八升  
下ノ下田 二斗八升  
下ノ下田 三畝十五歩  
中田 六斗一升七合八勺  
中田 四畝十八歩  
下田 一斗五升七合

下ノ下田 六斗一升七合八勺  
下ノ下田 三畝十五歩  
下ノ下田 二斗八升  
下ノ下田 四畝

下ノ下田 一斗二升  
下ノ下田 一畝十五歩  
下ノ下田 一斗二升  
下ノ下田 一畝十五歩

小計 百六十六石三斗六升三合七勺  
高内 百二十八石三斗六升三合七勺  
此町 百十町六反六畝十五歩  
此内 上ノ上田 一町三反九畝 六歩  
高 二石三斗六升四合  
高 二石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺

高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺

高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺

高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺  
高 三石四斗八升二合二勺

寅当毛荒  
申当毛荒  
申当毛荒  
申当毛荒  
申当毛荒  
丑四月当毛荒

古荒  
古荒  
古荒

此町 四町二反七畝十五歩  
此内訳

高六石一斗六升九合 上ノ上畑 三反九畝二十四歩

高七石四斗七合 上畑 四反八畝十八歩

高八石七斗一升二合五勺 中畑 六反九畝二十一歩

高三石一斗二升 下畑 三反九畝

高六石八斗八升 下ノ下畑 一町七反二畝

高一石一斗六升八合 切畑 五反八畝十八歩

高二石五斗八合 屋敷 一反八畝十五歩

高二石二斗七升九合 茶 三十二斤百五十匁

高五升 紙木 二束半

一、家数 合計三十七軒(内小屋十七軒)  
内訳

十一軒 本役棟

三軒 庄屋肝煎歩行

二軒 寺鍛冶

四軒 半役隠居

人数 二百三十三人 男百十二人 女百二十一人

牛数 二十四頭 但し牡牛

高絶申候者無御座候 内 二挺獵師筒 二挺おどし筒

纏一本 鐵砲四挺

高張提灯一本 受数十六ヶ所 下鍛冶一人 米六斗

一、普濟寺(太田大泰寺末寺) 禅宗臨濟宗  
一、玉泉庵(太田大泰寺末寺)  
一、氏神宇佐八幡 以上 庄屋 嘉惣次

文政元年寅六月 以上 庄屋 嘉惣次

一、文政元年郷帳 上田原村 松田為兵衛  
高二百四十四石七斗三合 此町 二十町一反三畝四歩

此内 十六町七反二畝二十四歩 田方

上ノ上田 二町三反八畝九歩 十七盛

上ノ中田 二町九反二畝十八歩 十六盛

中ノ下田 一町一反二十四歩 十四、五盛

下ノ下田 六町一反七畝六歩 十一盛

見付田 三町六反六畝二十四歩 八盛

此町 九畝二十八歩 畑方 六、五盛

此内訳 上ノ上畑 三反四畝 十五、五盛

上ノ中畑 七反六畝九歩 十四、五盛

中ノ下畑 六反七畝五歩 十二、五盛

下ノ下畑 三反七畝二十七歩 八盛

見付畑 八反四畝二十七歩 四盛

屋敷 一反五畝七歩 二盛

紙茶 二反九畝十二歩 二盛

紙木 六十四斤百七十匁 十四盛

高合 二石五斗 千賀嘉兵衛打出シ

一石五斗八升四合 内 古荒





一、鉄砲六挺 内三挺 獵師筒 三挺 おどし筒  
 一、纏一本  
 一、高張提灯一本  
 一、受数二十九ヶ所  
 一、米三斗 仕舞た屋 大工一人  
 一、招華山正法寺(太田大泰寺末寺) 禪宗臨濟宗  
 一、秀田庵 (右同)  
 一、氏神宇佐八幡 以上  
 文政元年 寅六月 庄屋 森右エ門

明治七年一月調 管轄表 (佐部村) 副戸長 地中佐平治

本田反別十七町一反四畝九歩 貢米百二石一斗七升七合  
 新田反別二町一反十八歩 米三石七斗三升七合  
 藪反別九畝二十六歩五厘 金二十六錢六厘  
 藪反別九町三反四畝二十三歩五厘 雜稅 口米二石一斗一升八合  
 貢 米百五石九斗一升四合 雜稅 牛馬売買稅一円  
 貢 金二十六錢六厘 雜稅

總戸数四十六軒 人員二百一十一人 男 百四十二人 女 百二十二人

末寺 一  
 農戸数四十五軒 人員二百六十一人 男 百三十九人 女 百二十二人  
 雜業戸数 一 人員五人 男 三人 女 二人  
 牛二十六頭 人員五人 男 三人 女 二人  
 副戸長 一人 牛 十二頭 牝 十四頭  
 穀倉 一ヶ所

明治七年一月調 管轄表 (上田原村) 副戸長 畑中甚三郎

本田反別二十一町二反八畝一歩五厘 貢米百五石二斗一合  
 新田反別八町四反三畝九歩 貢米十五石九斗六升一合  
 藪反別七反五畝二十三歩 貢金 一円四錢三厘

總計 三十町四反七畝三歩五厘 貢米 百二十一石一斗六升一合

雜稅 貢金 一円四錢三厘

口米 二石四斗二升三合  
 牛馬売買稅 一円

總戸数 六十軒 人員二百七十六人 男 百四十七人 女 百二十九人

神 社 一 人員 百四十三人 男 七十六人 女 六十七人

末 社 一 人員 百三十三人 男 七十一人 女 六十二人

農 戸 数 二十五軒 人員 百四十三人 男 七十六人 女 六十七人

雜業戸数三十五軒 人員 百三十三人 男 七十一人 女 六十二人

牛三十六頭 男 七十一人 女 六十二人 牝 三十五頭 牝 一頭

古城跡 一ヶ所 城山 牝 三十五頭 牝 一頭

## 第六章 産業

### 一、職業別戸口

本村は農業を以て主要生業とし之を本業とする者二百三十三戸に及べり。漁業は本業者六十八戸副業者三十一戸にして殆ど全戸数の九割に減ぜり。林業者は本業者十七戸副業者二十戸、商業者は本業者二十戸副業者三戸、商業者は本業者七戸副業者三戸其他の者は本業四十三戸副業三十七戸にして無職業者は皆無なりとす。(大正六年調)

職業別戸数

職業	本業	副業	合計
農業	大正四年 二二二 大正五年 二二二 大正六年 二二二 大正七年 二二二	大正四年 三三二 大正五年 三三二 大正六年 三三三 大正七年 三三三	大正四年 五五四 大正五年 五五四 大正六年 五五五 大正七年 五五五
林業	一〇六	二〇六	三一二
漁業	七一	二七二	三四九
工業	一三九	一四九	二八八
商業	三四三	三四三	六八六
交通業	二六	三六	六二
公務及本業 自由業副業	一一八	一一八	二三六
其他の本業 有業者副業	五二	五二	一〇四
合計	四四二	四四四	八八六

(農業者の内には牧畜、養蚕業を分有し林業者の内には狩猟業を含有す。無職業者皆無なりとす。)

二、農業

農業は近時著しく發達せり。其の二三を左に概記すべし。

肥料の改良

肥料は従前は共有原野を年々早春の候之を焼払い春夏の候其の青草を刈り取りて或は秣草とし或は堆積肥料となし來れるも近來原野は植林地と變じたるを以て農業肥料の源泉を途絶せらるるに至り、明治二十年前後に於ける耕地地力に疲憊は全く之に原因するものなり。其後農民の自覺に依りて肥料の改良と地力の恢復とを唱え漸次金肥を施す者増加し來り、肥料に要する費額も少からざるに至れり。農家經濟上甚だ不利益なるを以て近來は緑肥堆肥の製造に力を注ぐに至れり。

緑肥用作物

紫雲英 作付反別(田反) 大正 五年 大正 六年 大正 七年  
收穫高(匁) 三〇〇〇 四〇〇〇 五〇〇〇 二五〇〇  
価格(圓) 二一〇 四四〇 五五〇 一七九

青刈大豆は大正七年に於て作付反別畑四反收穫高一千二百貫價格五十八圓を算せり。

正條植の普及

正條植は明治十六年頃先ず那智村及太田地方に施行せられたるものにして従來の除草法は専ら人力にのみ依るが故に労力を要すること多大なるが正條法に依りて植付けを為す時は除草機を用いて除草をし得るの利益があるが故に漸次各地方に普及せられて稲田植付けに一新紀元を劃しし従って虫害駆除施肥等の上にも幾多の便益を得るに至れり。先年前大阪農學校校長井原百介氏(元衆議院議員)本郡を巡遊し歸りて人に語りて曰く、正條植の効果如何を視んと欲せば宜しく和歌山県東牟婁郡へ行くべしと大いに其の普及せるを激賞せりと云う。

短冊形苗代

短冊式苗代は明治二十二年頃より漸く唱導せられたるものにして従來の苗代は害虫駆除等には甚だ不便なるを以て之を改良すべく縣当局に於て奨励を加えたるも兎角之を實行する者多からざ

りしが明治二十八年に至り縣令第三十八号を以て短冊形を強要し之に背反したるものは制裁を加えることとなりたるを以て之を實行するに至り大いに其の利を覚知するに至れり之又農業上の一変遷なりとす。

米		平均反当		平均一斗		作付反別		收穫高		合 計		合 計		合 計	
收穫高	計	收穫	計	價格	價格	裸麦	小麥	裸麦	小麥	裸麦	小麥	裸麦	小麥	裸麦	小麥
大正五年	一七九三石	一六三〇合	一六三〇合	一四二錢	一四二錢	大正五年	一〇〇〇反	大正五年	二六六石	大正五年	四六四石	大正五年	一八八石	大正五年	三二五石
大正六年	一二三二石	一一二〇合	一一二〇合	二〇〇錢	二〇〇錢	大正六年	一〇〇〇反	大正六年	一九二石	大正六年	四一六石	大正六年	一四四石	大正六年	一〇〇〇石
大正七年	一四八五石	一三〇〇合	一三〇〇合	三〇五錢	三〇五錢	大正七年	一〇〇〇反	大正七年	二八五石	大正七年	五〇四石	大正七年	二〇〇〇石	大正七年	一〇〇〇石

### 三、普通農産物

普通農産物は米を最多とし麦之に次ぐ、米の作付反別は粳米百十町歩にして糯米は十町歩合計百二十町歩にて其の産額大正六年に於て其の價格粳米二万四千六百四十四円、糯米二千二百四十円、合計二万六千八百八十四円なり。

大麦は其の作付反別地百九十町歩畑地二百二十町歩合計四百十町歩にして其の産額大正七年に於て五百四十四石、價格一万一千七百円なりとす。其他の雜穀類は大豆三十一石、小豆十石、豌豆二百十二石、蚕豆三十九石、粟十一石、黍十石、蕎麦二十石にして其の價格大豆四百六十五円、小豆二百円、豌豆二百六十四円、蚕豆四百六十八円、粟百六十五円、黍百二十円、蕎麦二百六十円にして其の産額何れも多からずとす。(大正六年調)

以上外の農産物にして尤も多額なるは甘藷にして其の産額大正四年には十萬貫價格五千元、全五年には七萬五千貫價格三千七百五十円、全六年には三萬七千五百貫價格三千七百五十円なりとす。抑も甘藷の本縣に入りしは今を去る百三十四年前にして西牟婁郡西ノ谷の人安宅川弥六の移植に始まりしものにして忽ち各地に伝播し至る処栽植せざるはなく重要な農産物となれり。後慶応三年に至り串本町の植松弥六なるもの阿波国より別種の甘藷を移し來り之を試植せしに栽培簡單にして礮土瘦地にも能く生育繁茂し收穫も多量なりければ忽ち各地に移植せられて在來種を圧倒するに至れり。是れ即ち九州諸と稱するものにして目下栽植の甘藷は其の大部分は九州諸に属するものなり。

以上米麦の外食用農産物の産額は大正四年一万一千八百八十四円、全五年九千三百八十六円、全六年は九千七百七十四円にして特用農産物は未だ特記すべき程の産額なし。

米	作付	反別	計
大正五年	一〇〇〇反	一〇〇〇反	一〇〇〇反
大正六年	一一〇〇反	一一〇〇反	一一〇〇反
大正七年	一二〇〇反	一二〇〇反	一二〇〇反

重要食用農産物（量は収穫高 価は収穫価格）  
大正四年 大正五年

胡瓜	蓮根	牛蒡	葱	胡蘿蔔	蘿蔔	青芋	甘藷	玉蜀黍	胡麻	蕎麥	黍	粟	蚕豆	豌豆	小豆	大豆			
八	一	二	六	〇	四	四	四	七	〇	二	〇	二	二	九	一	三	一	二	四
九	〇	二	〇	〇	〇	八	〇	〇	〇	五	〇	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ

青芋	甘藷	玉蜀黍	胡麻	蕎麥	黍	粟	蚕豆	豌豆	小豆	大豆	合計	慈姑	生薑	茄	南瓜				
四	五	七	五	二	二	一	一	四	二	二	四	一	一	四	三	二	八	〇	八
三	〇	五	〇	六	二	九	六	二	二	〇	一	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ	円	メ

四、蚕業

養蚕業は明治四十年頃より之を始め明治四十一年には模範桑園(今は廃止)を設け養蚕奨励に努めしが大正二年繭価の高騰に依り頓に斯業に従事する者勃興し來り爾來年々長足の進歩をなし大正七年には総価格約五千円に達するの好況となり、夙に繭の優良なるを以て著名なり。尚左に諸統計を示す。

合計	春蚕	夏蚕	秋蚕	春蚕
四五〇	四〇	四〇	四〇	四〇
七一五	二六	四一	四一	二六
八〇二	二六	四一	四一	二六

合計	生薑	茄	南瓜	胡瓜	蓮根	牛蒡	葱	胡蘿菔	蘿蔔
九一七四円	一七〇〇円	九〇〇円	五〇〇円	六〇〇円	一〇〇〇円	二〇〇〇円	二〇〇〇円	二〇〇〇円	一〇〇〇円
一九九四九円	二七〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円

合計数量	平均単価	繭(屑)数量	平均単価	繭(切)数量	平均単価	繭数量	平均単価	養蚕戸数	夏蚕	合計数量	平均単価	繭(屑)数量	平均単価	繭数量	平均単価	養蚕戸数	春蚕
三二斗	三六錢	三〇九錢	三〇九錢	二六九錢	二二八錢	二二八錢	二二八錢	一〇六戸	大正六年	一七二斗	二七七錢	一〇四斗	一〇四錢	一〇四斗	一〇四錢	一〇六戸	大正五年
三〇斗	三五錢	三五七錢	三五七錢	二〇九錢	二〇九錢	二〇九錢	二〇九錢	二一七戸	大正七年	三二四斗	三八二錢	一〇四斗	一〇四錢	一〇四斗	一〇四錢	一〇六戸	大正六年

計	栽培反別 見積反別	桑畑	合計		平均		繭(屑)		平均		繭(切)		平均		繭		養蚕戸数 掃立枚数	秋蚕	番製	
			数量	価格	単価	単価	数量	数量	単価	単価	数量	数量	単価	単価	数量	数量			價格	價格
六一	五五 六六	大正五年	四九	一〇	三〇	四二	一四	一四	一七	二〇	二二	五二	四三	八四	四〇	三五	大正五年	四〇	八〇	大正五年
六一	五五 六六	大正六年	一三	一三	四八	三三	三七	一八	三六	六四	一八	一六	二九	〇一	五四	四五	大正六年	四〇	八〇	大正六年
六一	五五 六六	大正七年	二〇	二五	三六	四四	一二	一四	三一	三二	三二	八八	八一	二四	一八	八一	大正七年			大正七年

計	栽培反別 見積反別	茶畑	普通蜜柑量		温州蜜柑量		養鶏表	飼育戸数 十羽未満 五十羽未満	合計	成禽 雛数	産卵 産卵個数	産卵 産卵個数	産卵 産卵個数	産卵 産卵個数	産卵 産卵個数	産卵 産卵個数	産卵 産卵個数
			價格	價格	價格	價格											
		大正五年	二五	三〇	二〇	四〇	大正五年	一〇	一〇	二一	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
		大正六年	二五	三〇	二〇	四〇	大正六年	一三	二九	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
		大正七年	二五	三〇	二〇	四〇	大正七年	一三	二九	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

五、果樹  
果樹の栽培は甚だ盛んならず。柑橘の如きも大正七年度の産額六百四十四円にして内夏橙は四百八十五円を占め普通蜜柑、温州蜜柑、八ツ代、ネーブルの如きは何れも山間溪谷に散在せるものにして、又梅、桃、梨、柿等は何れも僅少なり。故に此の産額何れも僅少なりとす。

柑橘(量は総てメ、価格は円)

果実	梅	桃	日本梨	生柿	合計	夏橙	八ッ代	金柑	ネーブル	其の他の	柑橘	合計	果実
価格	価格	価格	価格	価格	価格	価格	価格	価格	価格	価格	価格	価格	価格
量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量
大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年
大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年
大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年
大正七年	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年

六、林業

藩正時代には、留山と伐採の必要上より、留山、留藪、留木の制度を設けたり。留山とは、伐採を禁ずる山林にして、官有地あり。私有地あり。此の山は、癒やし置候條松木は勿論、下草にても一切刈取候わば急度可申付者也。山の制札を掲げて之を取締り。留木の藪も同様とす。留木とは、山野内或種の立木につき伐採を禁じて之を保護したるものにして、松、杉、檜、楠、柏の類は之を六木と稱し、公有地は勿論、私有地と雖も一切伐採を禁ぜられたるが此の内杉、檜、松の三木は慶安の頃より口熊野、奥熊野に限りて伐採を許されたるも、楠、檜、柏の三木は大小の立木は勿論枯木と雖も一切申し出間敷との禁令ありて悉く之を帳簿に記入し木に印を附し置き(御附木という)て之を保護せり。

後世に至りては自家所有地のものは運上銀を出して其の伐採の許可を得るに至れり。幼木、幼芽の發生を見る時は係官に見せざる内に秘に伐り去りて他の雑木の養成に務めたるが故に却って保護木の減少を見るの奇態を生ずるに至れり。

明治維新以後は、林政の大變革を來し、明治五年には留山の制度を廢し、従來伐採禁止し居りし官私有林は之を払下げて、伐木開墾勝手たるべきこととなり、明治六年には「私有林に生立之、松、杉、檜、楠、柏、榲の六木は伐木不成候処、向後願出不及、勝手に伐木差許候事」との布達ありて、各地一般に乱伐の弊を生じ、森林の荒廢を來すに至れり。

明治十一年頃より、政府は山林保護、植林奨励の必要を感じ、爾來々々規則を發布して、戒告する所ありしも、人民に於ても漸次に留意するに至り、殊に明治二十七年、戦役後材木価格暴騰して、林界非常の盛況を呈するに至り、植林に熱中し、終には耕宅地にまで植付をなすものあるに至り、明治三十年、森林法の發布あり、即ち現行森林制度の基礎にして、維新以來壞頽せる林業制度を整理し、茲に我が国林業の革新を見るに至れり。

本村所屬の林野面積は約一千六百町歩にして、林産物は、用材林より製出する丸及び角材は最高とし、之に次ぐは炭なりとす。大正九年に於て丸及び角材は一万三千八百五十四円、炭は八千三百六十八円を算せり。角材は一万三千八百五十四円、炭は八千三百六十八円を算せり。角材は一万三千八百五十四円、炭は八千三百六十八円を算せり。角材は一万三千八百五十四円、炭は八千三百六十八円を算せり。

明治四十二年、高池町に於て其の製造試験を行が、本村に於ても大正



五年に於て六百四十貫価格三百三十円同六年に於て九百十五貫価格九百十二円を算するに及び尚将来益々増加せんとする勢なり。其の他の林産物は椎茸にして大正五年に於ては百斤価格四百円を算せり。同六年に於て五百斤価格七百五十円を産せり。

民有林野面積調査表(面積ハ土地台帳ニ依ル)

部 落 有 部 落 有 私 有 私 有 合 計	寺 院 有 寺 院 有 合 計	立 木 地 合 計	針 葉 樹 林 合 計	闊 葉 樹 林 合 計	混 雑 林 合 計	竹 林 合 計	林 産 物 表	丸 及 角 材 量	椎 茸 量	醋 酸 石 灰 量	杉 皮 量	檜 皮 量	木 炭 量	棕 櫚 量	合 計
五百三十三町六反	三町四反	一千五百九十八町五反	二百八十町七反	九百四十二町七反	三百七十三町六反	一千五百九十六町五反	大正四年	一六八丸石	八〇〇斤	三五〇〇	一〇三六	二〇一四	三万五千メ	二万五千円	三八五〇円
三町四反	三町四反	一千五百九十八町五反	二百八十町七反	九百四十二町七反	三百七十三町六反	一千五百九十六町五反	大正五年	五〇四〇	八〇〇	四〇〇〇	六四〇〇	二〇一四	三万五千メ	二万五千円	一二〇八一
三町四反	三町四反	一千五百九十八町五反	二百八十町七反	九百四十二町七反	三百七十三町六反	一千五百九十六町五反	大正六年	二三七〇	五〇〇	七五〇〇	九一五〇	六二九〇	三万三千	二万九千	二四三三六
三町四反	三町四反	一千五百九十八町五反	二百八十町七反	九百四十二町七反	三百七十三町六反	一千五百九十六町五反	大正七年	一四三三	五〇〇	七五〇〇	三二五〇	二八〇〇	三万三千	二万九千	三九二五八

七、漁業

本村は古来漁業繁盛の地なりしなり。鯉漁の如きも夙に潮岬会合に加入したり。潮岬会合とは潮岬を中心とし東は本村下田原浦より西は周参見浦に至る十九ヶ村(浦)より成立したる鯉漁組合にして最初潮岬付近の漁業者が年々同地に集合して漁業上の申合をなし居りしが今を距る二百八十年前寛永十四年に至り前記十九ヶ村浦の代表者が同地に会合して従来の申合や習慣を基礎として一の規約を設け之を潮岬会合と名付けり。爾来年々会合と多少の修正や改良を加え継続して今に至り。而して本村が最初より之に参加したるより見れば此の鯉漁の夙に達せるを知るべきなり。然るに漸次衰退して今や殆ど其の跡を絶ちたる有様となれり。

秋刀魚漁は本郡に於ける主要漁獲物にして、本村に於ても幕末の頃網敷三帖あり好漁年々打続きて地方の潤沢したることも他漁の遠く及ばざる所なりしが、其の後不漁打続き現今本村には当該漁者の跡を絶つに至れり。

斯くの如く本村の漁業は近年衰微に傾き之漁獲物の如きも普通魚類に於て年額(大正四年)三百五十円(大正五年)六百三十円(大正六年)八百九十円を算するに過ぎず、其の他の水産物にては貝類に於て年額五百余円二番柔魚にて参百余円を算するに過ぎざるが、ひとり龍蝦(伊勢海老)に至りてはその産額多量にして年々二千貫価格三千余円を算し、天草と共に本村主要の水産品せりとす。

海藻類は石花菜(天草)を最とし其の年額左の如し

海蘿(布海苔)	以上合計水産漁獲高は左の如し
大正四年 二千七百貫 三千七百円	大正四年 七千 七百円
大正五年 三千五百貫 五千六百円	大正五年 一万 六千六百円
大正六年 四錢五百貫 三千 百円	大正六年 一万一千八百円

水産製造物としては千鳥賊あるのみ、太地村に設立しありし熊野漁業株式会社は大正六年十二月其の事業場を本村に移し八角網を使用し漁獲を試みたるも其の成績良好ならず目下休止中なり。原に設け下田原を以て其の区域とせり。施設事業は共同販売、遭難救恤の二項也。

水面利用調査(大正五年度和歌山水産試験場事業報告)節略  
古座より田原に至る間は津荷湾其他の湾入を除いては皆岩盤にして波浪高くドウメキノ鼻、石切ノ鼻、杓子礁、高森出礁附近は岩盤の突出大なる面積にして其の間小なる突出多し、沿岸皆遠浅にして底は土砂に岩石を交え、フノリ、テグサ、カジメ、ヒジキ、アマノリ等産額多し。  
河川には古座川、下田原川及び津荷湾に流入する河川を除きては小なる谷川数個あれども殆ど水量なし。  
古座川口、津荷湾、下田原河口は齧度稍低し西向より橋杭附近に至る沿岸には小なる砂礫にして所々に岩盤あり。フノリを生ず。テグサは稍少なし。大島の外洋に面する処はテグサ産地として名あり。

観測表 田原川口にて 大正三年五月二十二日午前九時五分  
天候 晴れ 風向 東 風力 和 潮候 満 气温 二二、〇  
水温 一九、三〇 比重 一〇〇、一六一

漁業者表		兼業		專業	
計	男女	計	男女	計	男女
九三五	二七二	八二六	二〇六	九三六	三六
九四二	二七二	八二六	二〇六	八二六	二六
六二七	四一六	五一九	四〇〇	八二六	二六
六二九	四二七	六二四	〇〇〇	九三六	三六

漁業者表		副業	
計	男女	計	男女
八二	二	三	一
八四	四	三	一
七九	九	三	一
七二	二	三	一

漁獲物表		新造船數		造船概価		廢船數		現船數	
大正四年	一、〇八〇メ	五	一〇九	七	〇	八	二	八	二
大正五年	一、二七	三	二〇〇	二	〇	八	四	八	四
大正六年	四七	一	〇二	七	九	七	九	七	九
大正七年	二、一八七	一	〇一	七	二	七	二	七	二

漁獲物表		潤目		小鰹		鰹		鮪		鮪		鱒		鱒		鱒		鱒		鱒	
大正四年	六、七四メ	〇、二七	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二
大正五年	一、二七	三	一	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三
大正六年	四七	一	九	一	四	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三
大正七年	二、一八七	一	八	一	六	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三

漁獲物表		秋刀魚		鰹		鮪		鱒		鱒		鱒		鱒		鱒		鱒		鱒	
大正四年	一、三二	一	三	一	五	一	九	一	二	一	五	一	九	一	二	一	五	一	九	一	二
大正五年	一、二七	一	三	一	五	一	九	一	二	一	五	一	九	一	二	一	五	一	九	一	二
大正六年	四七	一	三	一	四	一	七	一	二	一	三	一	四	一	二	一	三	一	四	一	二
大正七年	二、一八七	一	九	一	六	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三

大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	陸量		其他量		計量		鮑類		貝類		其の他の水産物		藻類	
				価格	量	価格	量	価格	量	価格	量	価格	量	価格	量	価格	量
大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四	三五四四
六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六
八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三	八九三
二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五	二八七五
九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五	九一五
二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

水産製造物(大正四年)  
二番鰯量 二一十六メ  
価格九十一円

八、鋳業

鋳業表(大正五年十二月三十一日調)

試掘の部

計	銅一區	銀一區
全	全	試掘坪数
三十七万一千八百七十四坪	三十二万二千七百七十四坪	五万一千五百五十坪

採掘の部

採掘坪数 十六万二千九十七坪  
但し稼業 鋳区は高池町に跨がる

鋳産物

銀銅鋳	粗鑛	全
三万八千八百貫	五千五百八十貫	八千四百八十貫

銅鑛	粗鑛	精鑛
八千四百八十貫	五千五百八十貫	一千貫

銅鑛	粗鑛	精鑛
八千四百八十貫	五千五百八十貫	一千貫

銅鑛	粗鑛	精鑛
八千四百八十貫	五千五百八十貫	一千貫

鋳業經營者表

田原	大正七年七月二十日現在
大正四年十一月二十三日	

佐部	大正四年十月二十日
和野卯一郎	

佐部	大正四年十月二十日
和野卯一郎	

佐部	大正四年十月二十日
和野卯一郎	

鋳業權者	横山鹿次
横山鹿次	

九、商業

商業は主として大字下田原に行わる。下田原は往昔船舶業殷賑の地にして、大阪より伊勢に至る間に於て回船業として重要な位置を占め米穀食塩等を積載して各所に航海し中には江戸に航せしもあり而して其の取引先は主として新宮町の間屋なりしが同町の間屋が運賃其の他船乗りの賃金を定むるには下田原船主の意見を聞きて之を決定せしものなり。安永九年(一七八〇)の調書に依れば本村に大船十二艘ありしが降りて文化年中(一八〇四)一八(一)に至りては大船の數四十艘に及び明治以後に至りても其の業益々盛大にして一時は五十艘の多きに及び内東京通いは四艘もあり明治十九年には千三百四十石積の大船新造せしことあり同十七八年頃には三十八艘に減じ爾來年々其の數を減じて終には二艘となり、回船業は殆ど絶滅に歸せんとせしが、最近大戦勃發以來運賃の暴騰に伴い船舶業一時大いに勃興せしが客年大戦休止以來又其の數を減じて今は八艘のみとなれり。

金融機關としては明治二十六年串本町の株式会社鼎立銀行は其の支店を下田原に設置し爾來継続中なり。

港湾出入船舶表

商船(帆船)出入とも回数に付一方のみ掲ぐ。

噸数船		噸数船		噸数船		噸数船	
噸数	船数	噸数	船数	噸数	船数	噸数	船数
大正四年	三五〇	大正五年	三五〇	大正六年	六三〇	大正七年	八七〇
石数	二六	石数	二六	石数	三五	石数	三六
船数	四三	船数	四三	船数	三一	船数	六五
合計船数	四六	合計船数	四六	合計船数	四六	合計船数	六六
噸数	三九四	噸数	三九四	噸数	四五二	噸数	六二九

第七章 教育

一、小学校設置以前

旧治の教育は遙として考うべからず。徳川氏の治世に当たり中流以上の人々漸く教育の必要を感じたるも固より今日の如く一般に普及するに至らず、僧侶、医師若しくは稍文字を知れるものに就きて字を習うにすぎず。当時の教育法は寺院又は師匠の私宅を校舎に充て児童年齒八九歳に至れば寺入りと稱し各自の机を持ち寄り師匠または兄弟子より素読を受け習字をなし商家の子弟には珠算を授けたり。

素読に用いたる教科書は往来尺牘集、實語経、童子経、商売往来當にして稍進みては、四書の素読を習い習字の手本は師匠又は先輩者の肉筆にて父母帖、古語、往来の類を用い授業時間には毎日午前午後共に二時間乃至三時間位にして大半草子に習字のみなり。

又授業料は別段の規定なく入学の際に束修として米或いは金子を納め其の他五節句、正月、盆に相当の物品を謝儀として呈せるに過ぎず。而して本村に於ける寺子屋教育は固より文獻の徴すべきものなきにより之を知りがたしと雖も往時高挾金兵衛(其の子堅操良節は当村檀那寺住僧たり、萬延二年没す。高池正法寺に葬る)なるもの生徒を集めて授業し事あり、其の後前川半蔵(現太一郎氏祖父)又生徒に教授し以て小学校開始の際に及びりという。但し其の詳細は之を知る能わざるを遺憾とす。

二、小学校設置以後

明治五年八月政府に於いて学制の發布ありて児童六歳以上は悉く就学せしめ、家に不學の徒なからしめんことを期したるも、俄に其の設備を見るに至らず。依然寺子屋師匠に依りて教育を継続したりしが、本郡にては同六年五月古座小学校の創設を初めとし、同七月新宮小学校之に次ぎて設立せられ、七年以降漸次穀町村に其の設置を見るに至り、同十一年に及びては郡内全般に略ぼ其の設立を見るに至れり。古座小学校は初め之を牟婁第一小学校と稱し旧七ノ小区四十三ヶ村(下田原も其の内)の組合小学校たりしが、後分離して各地に小学校のせつちを見るに至れり。

本村にては明治九年六月十五日三大字の聯合を以て下田原檀那

寺に共存小学校を設置したり。

今当時の記録を摘記せんに

明治九年調

男 六十人 女 四人

六歳以下

男 四人 女 一人

教員

上松糸吉

全十二年調

男 四十四人 女 三人

補助金配布額

十円九十五銭

教員 松田豊吉

(共存小学校は明治九年六月十五日開校と明記しあるに、九年七月六日、本縣にて仮校舎を許すとあり、参考の爲め茲に記載す)

開校当時の教師は土屋一郎にして爾後森庵雅彦、上松糸吉、松田豊吉、中村茂、今井某、榎本菊松等相繼いで教鞭を執りしも其の就職退職の年月日凡て詳らかならず。

明治十一年五月檀那寺仮校舎より、下田原字上地(即ち現今の敷地)に移転す。校舎は寺院庫裏を修復して之に充てたるものにして学校前には古墳累々として寸余の地なし。

明治十五年三月佐部、上田原兩村は聯合して月就小学校を佐部に設置し、共存小学校より分離せり。高尾音松、濱竹松、教授の任に当たれり。

明治十六年七月、共存小学校は校舎狭隘なるを以て二間に五間の校舎を増築せり。

明治十八年四月、月就小学校を共存小学校の分校とし、佐部分校と称す。

明治二十年四月、小学校令の改正に伴い共存小学校を下田原尋常小学校と改め、佐部分校は独立して佐部尋常小学校と称す。

明治二十四年四月、下田原尋常小学校学校前の古碑を撤去し地を平にして校庭を拡む。

明治二十五年、佐部尋常小学校を廃し之を下田原尋常小学校に合併し六月八日より授業を開始す。

全二十六年一月下田原尋常小学校を田原尋常小学校と改め修業年限四ヶ年、二学級に編制す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

新校舎は四間に十間のもの二棟、四間に八間のもの一棟にして五教室より成る。

全二十九年、従前の補習科を廃し、修業年限四ヶ年の高等小学校を併置し校名を田原尋常高等小学校と改め四月一日より開校せり。

全三十三年一月、校舎改築工事竣成し二十五日落成式を盛大に挙行す。即ち自今の校舎是なり。

全三十五年一月、校舎の後方河岸地を埋立て運動場を拡む。

全四十一年四月、義務教育年限延長の結果、従来の高等一、二年を尋常五、六年に、高等三、四年を高等一、二年に編制す。

全四十二年四月、高等小学校修業年限を三ヶ年に延長の件許可せらる。

全四十二年四月、農業補習学校を附設す。

大正五年四月、裁縫学校を附設す。

学齡児童調査表(大正六年度調査)

尋常科現在就学 男 百十五人 女 百人 合計 二百二十一人

尋常科卒業者 男 三十四人 女 二十一人 合計 五十五人

合計就学者 男 百四十九人 女 百二十七人 合計 二百七十六人

就学免除 男 三人 女 一人 合計 四人

未だ就学の始期に達せざる者 男 二十四人 女 二十四人 合計 四十八人

学齡児童通計 男 百七十三人 女 百五十一人 合計 三百二十四人

就学歩合 男 百人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

男女平均 男 九十七人 女 九十七人 合計 九十七人

高等小学校 男 四十四人 女 二十六人 計 七十人  
 合計 男 百七十三人 女 百四十一人 計 三百十四人

学齡児童中盲啞者調(大正六年度調査)  
 盲者 男一人 聾啞者 男三人 計四人

公學費(圓單位)

科長 俸給	大正五年度 四二〇	大正六年度 四二〇	大正七年度
校長 俸給	一〇二〇	九四〇	
訓導 俸給	四七〇	三〇〇	
代用教員俸給	一〇七	一〇〇	
学校医手当	六三	九二	
旅費	七二	九四	
雑給	三六	三四	
生徒給費	三六	三四	
借地借家費	三五	四〇	
圖書機械費	一五	一五	
器具費	一〇	一〇	
消耗品費	三〇	一〇	
修繕費	二五	三〇	
其他の費用	一一	一二	
実業補習学校費	二九	三一	
計	九九四	一四五	

第八章 社寺

一、神社

村社 木葉神社  
 祭神 木葉神  
 或文書に神功皇后とあり、当社拝殿火災に罹り旧記一切焼失し僅かに残せる古印に依り木葉姫なるを知り得たりと云う。然るに木葉姫なる祭神なし。或は木花咲耶姫に非ざるか。更に考へるに遠近の尊崇浅からず、その祭式も甚だ古雅にし産の守護神として遠近の尊崇浅からず、その祭式も甚だ古雅にし

て毎年十二月一日(古は旧十二月初卯の日)男子七人と十四歳の女子七人と式典に列し莫産と枕と乳とを神前に供え代わる代わる是を奉持して出産の真似事をなす行事あり、且つ境内、社に八幡神社あるより推考するときは祭神は神功皇后とあるを妥当とすべきに似たり。

当社は古來神殿の設け無し、一段高き神地に樹木生い茂れるのみ。木葉神社の名は是より起れるものか。

一説にねんこ様は字宮ノ本鎮座の八幡神社を称したるものにて前記の祭式も同社にて行い來れるものなりしが何時の頃よりか当社にて是を行ふに至りしものなりと云う。

無格社 事代主神社 大字下田原鎮座 祭神 蛭子神  
 無格社 弁財天神社 大字下田原鎮座 祭神 市杵島姫神  
 右二社は明治四十四年三月四日、木の葉神社境内八幡神社合祀の許可を受け、全年四月十六日合祀を決定せり。

村社 宇佐八幡神社 大字上田原字宮ノ本 鎮座  
 祭神 応神天皇(由緒、來歴不詳)  
 無格社 宇佐八幡神社 大字佐部鎮座  
 祭神 応神天皇  
 右は明治四十四年三月四日、村社宇佐八幡神社へ合祀の許可を受け全年四月十八日決行せり。

二、寺院

慈福山 檀那寺 大字下田原に在り 禅宗臨濟派  
 元は若山禅林寺末なりしが今は妙心寺末に属す。禅宗臨濟派  
 当寺は「紀伊読風土記」には久月山檀那寺とあり、旧記備はらざる故に其の詳らかなるを知る能はずと雖も或人の手記に大字下田原宇津荷郷に慈福山松持寺という寺ありと云うより察すれば、之は二個寺なりしものが何時の時代にか合併して今の山号となりたるものならんか。寺記には開山萬峰祖偃和尚(開山の年号明らかならざれども寺記に元禄十年三月二十七日没)とあり、其の後定まれる住職なく聖堂文器(寛政十二年九月二十五日寂)を以て中興開山となす。とあり、其の他凡て詳らかならず。然るに本村役場保存の旧記中に中興開山聖堂文器の示寂寛政十二年に先立つ三十六年に恵兆首座招聘の文書あり、参考の為に左に掲記す。

明和二年酉十月  
乍恐奉願上住持の事  
一、当村檀那寺久敷無住に付此度日州高鍋大龍寺物源和尚の弟子  
恵兆首座檀那寺に請待度仕奉存候間右之通御許容被為遊可被下  
様に偏に奉願上候  
下田原浦庄屋 肝煎  
村中

霜月  
御本寺へ上る

乍恐願書  
一、口熊野古座組下田原浦檀那寺無住に付後住届申す出家恵兆首  
座生国は日向児嶋郡高月村剃髮の師は同国高鍋大龍寺物源和尚  
の弟子禅宗にて御座候。尤も僧請には中湊村正法寺祖眷首座相  
立被申候本寺若山禅林寺へも相断候処愷成る出家にて切支丹類  
にも無御座候間入院為致候様にとの儀に御座候  
右の出家後住に請待仕度且中一同に奉願候以上  
明和三年戊正月 下田原浦且中惣代 左太郎  
同所 肝煎 太平次  
同所 庄屋 十五郎  
全断 肝煎 平三郎

巽 羽左右衛門殿

(巽は古座組大庄屋なり)

拈華山 正法寺  
大字上田原池の地に在り 禅宗臨濟派  
元は下太田村大泰寺末寺なりしが今は妙心寺に属せり  
当寺の創立年月は不詳なれども正徳以前には下太田村大泰寺宝  
山宗勝和尚を勧請して開基せり(堂師は正徳元年四月十六日寂)  
爾来今日に及べり。  
上田原に秀田庵と称する小堂(三間に二一間半)あり、禅宗臨濟宗  
にして大泰寺末なるも久しく廃寺となり居りし故明治六年一月正  
法寺へ併合せり。

圓通山 普濟寺  
大字佐部字長瀬にあり禅宗臨濟宗  
元は下太田村大泰寺末寺なりしが今は妙心寺派に属せり。当寺  
の過去帳に弘長三年十一月十二日(地中太郎市先祖)の忌辰あり。  
当寺は元和年中心月傳光記室庵主の開基にして其の後寶曆初年月  
桂祖潭(佐部出身)中興として本堂を再興して爾来今日に及べり。  
記録整らざるを以てその他の記録詳らかならず。

## 第九章 交通

### 一、縣道

村内下田原は縣道旧大辺路線(今は熊野街道と公称す)に当り  
往時より官道にして下里村浦神より当村に入り山中下田原を経  
海岸に沿うて古座町津荷に達す。  
旧幕の頃植えられる一里塚は村端城郭にありたり(今は松樹  
伐採されたり) 明治三十一年車道開通せり。

### 二、里道

一、村内に数条の里道在り。  
一、下田原より出合に至り西折して佐部を経て大畑峠より高池  
町大字楠に達するもの  
一、佐部より地蔵峠を越えて高池町大字池ノ山に達するもの  
一、出合より北折して上田原に至り八郎峠を越えて下太田村中  
里に達するもの  
一、上田原より小匠に達するもの  
一、上田原より浦神に達するもの  
一、山中より縣道に分岐して佐部に達するもの 俗に鶯越えと  
云う  
右の中出合より佐部間は明治三十三年車道に改修し、出合より  
上田原間は明治四十一年何れも車道に改修せり。  
村内大字間距離  
下田原 上田原 間距離 二十三町五十四間  
上田原 佐部 間距離 二十六町三十四間  
佐部 下田原 間距離 三十三町四十二間

隣接地距離	一里五町	五十五間
下田原浦神間距離	一里四町	四十四間
下田原津荷間距離	一里十八町	四十八間
上田原中里間距離	一里十八町	四十八間
佐田部池ノ山間距離	一里十八町	五十六間

諸車表

科目	大正五年	大正六年	大正七年
荷車	四八	五九	五五
人力車	六	六	七
自転車	一七	二一	二二
合計	七一	八六	八四

天明四年 人夫駄賃覚

一、古座より下田原まで 一里十九町 荷物人足

一、津荷村より下田原まで 状持人足 賃米六合 全三合

三十四町 此駄賃

右之通御座候 以上

中西孫左衛門殿 (中西は大庄屋 下田原庄屋 高池在住)

## 第十章 衛生

### 一、痘瘡

痘瘡の我が国に入りしは、古事談に聖武天皇天平七年春、筑紫の人新羅国に漂流し痘毒に染みて歸る。これより日本に流布せりとありて其の伝播は古き歴史を有し非常の惨毒を与えて來れる。痘瘡の久しき多数の民衆は見て以て常となし、人は一度必ずか、因襲の久しき多数の民衆は見て以て常となし、人は一度必ず痘瘡に罹るべきものとなし、輕き痘瘡を病みて早くその苦難より脱せんがため輕症患者に接近して感染を希望せんとする者を生ずるに至れるが、又一方に於いては痛く之を恐怖して、偶々他より伝播し來れる者ある時は決して村内に入れしめず、山中に小屋を

設けて病者を入れ他村の常に痘瘡する所より人を雇いて看護なきしめて決して之に近づかず貴賤貧富となく皆然り、故に一度痘瘡病む者ある時はその費用莫大にして一家滅亡するに至る。且つ痘瘡も治療の方を知らざるを以て大半死亡するに至る。是を以て痘瘡恐るるに至る。紀伊続風土記の記す所に依ればこの恐怖の最も甚だしき牟婁郡中に在りては、七川、小川、色川、小口、太田の諸郷莊なりとせり。後に至りては是等の諸村は村内に同患者發生する時は之を他の餘り恐怖せざる他村に依託し、その村に移送して療養を加えしむるの風習を生ずるに至れり。太田組各村に於いても文化年中浦神村庄屋の幹旋により三輪崎町大字木ノ川部落と協定し同地の病者に收容を依託せり。田原佐部は太田組に属し、下田原は古座組に属し、新宮半領にして他方は本藩直轄に属し其の管轄廳を異にせるが故に、諸般の民治行政は凡て兩分せられ居るに拘らず、此の協定には下田原も佐部上田原と同一の歩調を取りて太田組の協定に加われり。此の協定は最初は年々十貫文の收容料を提供し十ヶ年を限り痘瘡人の養生所を設くるに在りしが、後この協定を變更して一ヶ年七貫文の收容料に減額し、さる代りに一時に五十貫文を支出し之を月利一割三步の算出として略七貫文の収入に相当せしめ、別に病舎修繕料として十五貫文を提供し、右にて病者の有無に拘らず永遠に患者の收容を引受くるに定めたり。以上の約束に依りて幾許人の病者を移送せしや文書の徴すべきものなきにより分明ならざれども兎に角実行されし事は口伝の存するに依りて之を証すべく、明治維新の変遷に際しこの協定は有耶無耶の間に消滅せしものなるべし。尚その顛末を明らかにする為左に一件書類を掲載す。

請込一札の事  
一、太田組十九ヶ村の内此度痘瘡小屋当村で相建置、痘瘡人養致させ呉れ候様各方より御座候に付、候相披露に及び候処無生相頼まれ候儀に付、中へ披露に及び候儀に付、未年迄住ヶ村より御渡可被成生所引請候儀相違無御座候。右年



々極の通。錢十貫文貴殿引請にて無間違御渡可被下筈にて請込一  
札為後日如件御座候

佐野木ノ川村

庄屋 嘉兵衛  
肝煎 兵藏

浦神浦庄屋 三右衛門殿

右之通相極り候に付仍て奥印如件

佐野組大庄屋 石垣徳兵衛  
佐野組木ノ川村 嘉兵衛

五人組 善五郎  
肝煎 兵藏  
庄屋 興兵衛

頭立 三右衛門

丸太夫 市兵衛

勢太夫 嘉平

甚右衛門 嘉三兵衛

徳右衛門 又吉

佐平太 源作

勝藏 嘉右衛門

四郎左衛門

永代申定證文之事

一、太田組の儀先年より庖瘡嫌い申候場所にて有之候付、此段浦神庄屋三右衛門世話にて当村に被及懸念、以後左の村々、若し庖瘡出来申候時は、当村へ養生に参り可申筈に候夫に就ては、村々庖瘡出来候年も又出来不申候年にも不拘、年々錢七貫文請取可申筈の儀に候へ共、年々の儀は行々世話も行届兼申候得ば、此節錢五十貫文請取、右錢当方にて貸付置、年々一割三步の利息を取立申候へば右定候七貫文より余に相成候に付、年々の取渡しに不及候。尚又永々病の納屋建申候代銀として錢十五貫文請取前々利息の内七貫文引残り候跡八貫文の儀は折々屋根葺替作業料に可致筈に候得共、永々屋根葺替などは其方に曾て世話がけ申間敷右之通申足候得共、病の納屋の儀は当村に引請候て建置、永く世話可致候。然る上は左の村々へ若し庖瘡何十人出来申候共当村に送り越され候はば村中無故障世話可致候。万一後々に至り候て村内に故障申者有之候時は右の錢七十五貫文其節急度返済可致候。尤も定の儀は左に書記す。

一、病の納屋の儀は四間半に二間にして六畳敷三室に仕切建置可申候、後々に焼失等の節は又々其村より御建可被下候

一、村々の儀庖瘡出来候時、当村へ持込申候はば右病の納屋にて致養生可申筈に候、若又大勢出来病の納屋計にて届き不申候はば当村より仮納屋を建済候て世話致し可申筈に候。

一、介抱人若し当村にて雇入申候はば男にても女にても昼夜に賃錢百文に相決め申候。なお病人快氣いたし候はば祝儀として又百文相済。都合二百文宛相渡し可申筈に候。万一病死仕候はば右定候一尽夜百文より外一錢も出し不申筈に申定候。

一、庖瘡出来候村方より若駕籠頼参候はば人三人駕籠一挺当方より持参にて骨折込に賃錢三貫文に相定候。縦如何体の天気合に有之候ても其の余は一錢も出し不申筈に申究候

一、病人夜分見廻の儀は一夜に三人限り村中順番廻り廻りに見廻り可申筈に候。併し変に应じ病家より断出候はば何人にても遣し可申候。

一、病人宇久井浦迄船にて乗参り、当村に駕籠頼み参り候はば駕籠一挺当村より持来り、人二人賃銭六百文に相究申候。其の余は一錢も出し不申筈に候

一、右銭六十五貫文請取申候て、行々印し無之候はては不相濟儀に候得ば、地下惣持山の内で杉千本植置候て、子々孫々に至る迄永々故障不申様に致置候。左候へば時の村役人頭立も譯合相立申候。若伐払度節は浦神浦庄屋元へ相届け候て伐払可申候。

一、病死人有之候得ば、寺の峯へ葬り地代布施料として其当人より参百文、寺へ納め可申筈に申定候。(御布施の儀は右同断)

一、米薪油塩味噌の儀は病出候村方へ庄屋より頼参り候はば世話致し、追て夫々代銀請取可申候。

一、諸事の儀は当村庄屋元へ断出候はば何事にても可然様取計遣し可申候。

右之通り双方相談相決し申候に付為永證文仍如件。  
文化十一年甲戌十一月

浦神浦	庄屋	三右衛門	殿
上田原村	全	森右衛門	殿
佐部村	全	吉三次	殿
下田原村	全	才助	殿
下里村	全	長四郎	殿
粉白村	全	儀平次	殿
和田村	全	五次兵衛	殿
庄村	全	忠助	殿
高土井村	全	彦四郎	殿
長井村	全	傳右衛門	殿
大居村	全	興三右衛門	殿
井鹿村	全	興兵次	殿
中ノ川村	全	五右衛門	殿
中里村	全	甚兵衛	殿

惣村中

二、虎列刺病及赤痢病

虎列刺病の初めて我が国に入りしは文政五年にして、次ぎに流行せしは安政五年六年なり。当時全国各地とも其の災害を蒙り。爾来久しく其の發生を見ざりしが、明治十年西南戦争中清国厦門地方より病毒伝播して全国に蔓延せり。本郡にては十二年五月二十五日、本村下田原浦入港の船主和歌山市南雜賀町寄留、三浦元次郎同病に罹り全三十一日死亡せしより忽ち郡内各地に伝染したり。今當時の記録に依り之状況を摘記すれば、七月二十六日 虎列刺病蔓延の爲め、渡辺長一郎初三名に検査委員を命じ各地方に派遣せしむ。

七月二十八日、 虎列刺病流行予防の爲川村弥七郎、橋本興七郎に検査委員を命じ各地に派出せしむ。

七月三十一日 虎列刺病蔓延予防の爲め和田勉造初め三名に検査委員を命じ各地村落に分遣す。

八月一日 虎列刺病流行予防の爲め増田観作初め三名に検査委員を命じ新宮地方に分遣す。

八月二十八日 検査医中村有仲大島浦検査所詰差免し更に古座浦検査所詰を命ず。

九月一日 大島村虎列刺病大に行はる。郡書記尾崎正督を派遣し防疫に従事せしむ。

九月二十三日 古座浦、太地浦に虎列刺病避病舎一ヶ所を設置す。虎列刺病勝浦村に行はるるを以て郡書記和田百樹を派遣す。

十月八日 市野々村平民一名類似虎列刺に罹りしもの本日全治す。

該病本郡に蔓延するや其の初下田原浦に発し、次いで古座浦、大島浦、太地村、勝浦村、新宮上熊野地に流行し、終に市野々村に至りて全く撲滅す。

翌十三年七月又下田原浦に虎列刺病発生したるも甚だしく蔓延するに至らざりしが、十四年八月二十六日、下田原浦山本勘兵衛類似虎列刺に罹りしか、次いで浦神、大島、古座、中湊の各村浦に蔓延し総患者三十六名、死者二十四名にして、内患者の最も多きは大島にして浦神之に次ぎ下田原又之に次げり。

翌十五年六月二十八日、新宮町に発生し、爾来、三輪崎、西向、須江、勝浦、古座、浦神、中湊、古田、一雨、池野山、高池、下里、下田原、津荷、神ノ川、姫川、高瀬の各村、浦に流行せり。明治二十三年本郡はまた虎列刺病のおそう所となり、三輪崎、



## 第十一章 風俗習慣

本村の風俗習慣は海岸地方たる下田原と山間部たる佐部、上田原とは多少其の趣向を異にせるも概して淳朴質素なりとす。今是が一、二を左に挙ぐべし。

### 一、風習(田原尋常高等小学校調)

本村は古来農樵漁業に従事するのみにして産物に認むべきものなく貧村なりしを以てか、雛祭、五月人形及び幟、七夕祭など行わず、けれども草餅、粽などを製して五節句を祝うことは行われたり。古老の婦人には二巾若くは三巾の前垂を結ぶ。貴賤貧富を問わず階級的思想比較的少なし。例えば他家に入浴に至る場合も、前々より其の家に列しし者より順次に入浴するが如し。古来伝わりし風俗習慣も改良せられて残存せるもの漸次に少なくなれり。

### 二、農事上に於ける祭儀習俗

#### 虫除

挿秧後適當の日、各大字寺院に於いて虫除の御祈禱を行い、お札を竹片に挿み田地の水口に立つ。虫送の行事は近來行わずなりぬ。

#### 苗厄

苗代に播種してより四十九日目苗厄と称して其の日苗代に近寄らず。

### 三、迷信

- 一、丑の日葬式せず。若しこの日葬式せば必ず続いて死人を出すという。
- 一、旧曆本の中下段によりて吉凶をトして事をなす。
- 一、狐憑、又は狐狸に化かさるとの迷信を有す。
- 一、病氣の際、売卜者の言、或いは禁厭を信ず。
- 一、淫祠を信仰す。

### 四、俗謡

- 一、牛鬼に影を喰わるる時は死ぬという迷信あり。
  - 一、溺死者は川太郎に尻を取らる。
  - 一、月の七日か二十八日か雨のシヨボシヨボ降る夜に樫野崎より下田原の葉山を経て那智山に渡り火す。天狗なりと。
  - 一、五月節句に磯に行けば、モクリコクリ(元寇のことか)が来る。
  - 一、鳥啼きが悪いから人が死ぬ。
  - 一、旧曆七日、二十八日は山に行かず。
  - 一、申の年には茄子が不作である。申生まれの人、申の日に茄子を移植し、又移植すると云つてもいけない。
- 田草取  
獨とるかよ五段田の草を  
心長うとれなぎの草  
日にち毎日山中通い  
いつか下田にかかるやら

#### 白引

山家者じやおなぶりめすな  
色のよい花、山に咲く  
花立の水にだまされ咲いた  
口惜し、根のない私に苦労さす。  
破れ障子は二階から落ちて  
障子ご苦勞じや骨折れりじや

#### 子守

ねんねねんと背中をたたく  
何が寝ましようたかたかく  
奉公するとも子守はいやじや  
人に樂じやと思われて  
守りは憎いと破れ傘くれて  
可愛我が子は地蔵ぬれ

### 五、田騷

田騷は熊野全般に行わるる特殊の競技にして年中労働に追わる

る農業者に在りては唯一の慰安娛樂なりとす。此の競技は熊野特有の風俗なるを以て其の起源沿革の一端を調査せんとしたるも何等文献の徴すべきものがなく、又は碑伝説の憑るべきものなし。ある人の説に明治維新前西牟婁郡朝来辺より古座川奥三尾川辺に伝わりしもの漸次各地に伝播せるなりといえども、已に幕末に於いて太田組大庄屋の命令に依り郡内村々より競技に優れたる牛を出して下里村の新田にて田騷きをなさしめて甚だ盛況なりしとを目撃談もあれば、其の伝来の古きことも察せらるべく「日本及日本人」記者は太古の遺風たるやも知れずと言えり。尚後の研究を待つ。

当村にても大字上田原の競技に優れたる人ありて山中の田騷は近辺の観者堵を為したり。左に「日本及日本人」に載せたる「田騷の記」を掲載して此の奇異なる競技の方法を紹介す。

紀州熊野といつても殊に盛んなのは其の中部那智、太田、古座川の沿岸地方であるが、毎年六七月に丁度田植の略済んだ頃、田騷というのを催すのである。これはいわば牛の競争で、附近の村々から優れた牛が参集出場し、水田の中で駈けるのである。熊野の田畑の耕作に、総て牛を使用するので、馬は殆ど一匹もないといつていい。もし馬が通ると珍しがつて子供は其の後にぞろぞろついて見に行く程であるから、一般に百姓は牛を飼つて居る。村には又上手なかき手（まご）という、牛を御しながら走る人で競馬で言えば騎手の如きものがある。一村が主催して、田騷をやるとなると各村から牛及びまごの優れた選手が参集するので、牛は三日前頃調子調べをして出場すべきものを選定し、茶、酒、卵、人參、串柿、飯など食わして精力を養うのである。競技の方法は廣い四角な水面で行うので、一頭には必ず角やかに応じたまご一人がつく。牛は赤、白、青などの綺麗な布で角やかにだを飾られてゐるのは無論である。またまごは牛の後につけた「かいが」（騷具だろ）と思つて、綱と鞭（ばい）といふとで牛を御しながら、禪一つの眞裸で走るものである。競技によつて一回に三頭或は四頭位ずつ出場する。五頭は殆ど無い。二頭以上出場の時も縦一行に進むので、横列の競争と違ふのである。本鋏、四辺がき、四隅返し、鼓がき等の種類があるが、図式を見なければ難しくて逆も分からない。沿うて、縦に四角な輪を描く、次ぎに横に四角な輪を描き、第三

段には「たすき」といつて角から角に対角線など描きながら走る。これにも本だすきと片だすきの別がある。第四段は稍円形的な輪を描く。こう言えば極く平易なようだが實際は見て居て素人に分らないのである。大抵一段に四回位田を廻るので、一つの競技に少なくとも十六回廻るのであるから、勢力の続かぬものは逆も走り得ない。でも廻り得るのであるから、勢力の続かぬものは逆も走り得ない。殊に「せり」といつて最後の三四回に全速力で疾走するとき、余程巧妙と精力とを要するので、下手なことをすると、牛を田からそらして、畔の上にあげてしまふ失敗をやるのである。又牛が餘り猛烈であると、それにつくことができず倒れて水田の中をかいがにつられた儘引きずられて全身泥をかむつて泳ぐという悲惨な滑稽を演ずることもある。で、優秀な牛は弊を貰い、まごは最良最良から纏頭を貰うのである。

由来熊野は角力が盛んであるが、この田騷も見物の熱心なことは決して角力に劣らない。はるばる遠方から弁当を持って見物に出かけるのである。又その附近は氏神様の様に駄菓子、其の他の売店が田の畔や木陰に散在している。

巧妙な「まご」は逞しい（こつて、と当地方では呼んでゐる、牝牛は、うなめ、という）を首尾よくかき終つた時などは、見物人は一斉に響もし、谷も山もゆるがんに許りである。獸を使つての競技であるから勇壮素朴なこと此の上なしである。以上で略田騷の概略を述べたのであるが、この田騷は和歌山県下も熊野独特の慣習らしい。其の他の府県でもあまりきかぬ。只飛驒にあるそうだと云うことを耳にした。俳句の歳時記にも載つて居ないようである。是等を見るときは日本太古の遺風であるかも知れぬ。然るにこの面白い田騷の殆ど今まで紹介せられなかつたのはどう云う訳か。

## 六、風俗に関する規定

- 一、文久三亥年三月十七日、太田組大庄屋より組内へ通達
- 一、格別の思召を以て江戸大阪へ積送り候荷物、百目に付四匁
- 一、銀今日より御免相成候
- 一、日銭の儀以来御免被成候
- 一、帯刀人初庄屋肝煎組頭役掛の筋飯盛茶屋へ参候儀停止の事
- 一、仕出し料理屋へ召し盛下女呼出候儀不相成事
- 一、町村にて警女座頭其の外鳴物音曲譜相成事

- 一、但祝之儀有之節は警女座頭呼候儀不苦
- 一、女髮結停止の事
- 一、在町共三味線、浄瑠璃詰り滞留致させ稽古不相成事
- 一、銘々勝手成事致し難渋願杯決して不相成事
- 一、以来羽織紐左之通

黒 御年寄  
 藤 御用人より御側御用人迄  
 花色 物頭より御給人迄  
 萌黄 御近習より御中小姓迄  
 鼠 御供小姓より御用部屋迄  
 右以下は真田紐相用可申事

## 第十二章 名所旧跡

本村の名所旧跡は旧誌に載録する所多からず。殊に佐部、上田原は順道に属せざるを以て旧記に記する所殆ど絶無なりとす。

「熊野歩行記」には

下田原 この間海辺の風景絶佳也  
 佐部村 太田組の内、在所は辰已向古城の跡有り。山廻り十町三十間、高さ前通り二町二十間、二の丸東西五間、南北へ二間、本丸二の丸の内一丁十間、本丸東西へ六間半、南北へ二十間、四方高さ八尺の石垣あり。辰已向東の方岩石、北の方山尾続き堀切巾三間、深さ一間半の堀也、東は谷川也

「熊野案内記」に曰く

玉の浦より坂を上り(下り口に新宮領と境の印木あり)谷合を過ぎ下田原へ行く、(此所海浜の前に中州あり、向こうに小さき嶋あり、土人はやまといふ)是より段々浜伝い波打際を通る(黒砂利あり、平石あり、黒く疊の如くあり)少し過ぎて津荷村あり。

「紀南郷導記」に曰く

下田原浦 馬次也、人口四百七十四名、棟数九十三軒有り、此所には四季共に石決明(鮑)多し、故に海人多し、王子の小社

有り、浦神より此所迄浜辺、順道なり。

「異本熊野歩行記」に曰く  
 下田原 那智山より五里南、元は太田莊、今は古座に属す。  
 宿下田原 風狂子

来往下田原  
 幾回宿此村  
 馴人樹林鳥  
 抱子石床猿  
 碧水映江滿  
 蒼波觸岸翻  
 快懷勝絶景  
 日暮入僧園

「紀伊国名所図繪」に曰く

下田原村 出崎に辨天社有り。  
 濱辺は波打際を通り黒き砂利有り、平岩とて疊を敷きたる如くなる岩あり。

### 一、古城跡

佐部の古城跡は前記の如し、然るに其の旧蹟は已に破壊せられて今其の存在を知るに由なし。  
 佐部の陣は既に沿革誌中に述べつるが、尚又諸文書に記する所多少の相違あるを以て参考の為に左に載録す。

「熊野歩行記」に曰く

天正の頃、高瓦と堀内と領地を争う事有りて一戦に及ぶ、高瓦は自分計りにては堀内に敵する事叶わず、故に保養、小山、安宅、山本を頼み加勢を請うい、堀内は太田莊佐部山に要害を構へ、椎橋(後長田と改む)権左右衛門武功者にて要害を堅固に守りける處、保養の鬼善五郎と云う者総人数に下知しけるは此程の小城を此人數にて落さざるは頼まれし人の愧(恥)なるぞと真先に進みければ、寄手の人数一同に山傍を伝い、要害の中へ馳せ入らんとする所を権左右衛門、上より大石を落し矢を放つ事雨の如し、寄手の足元死途路になりければ、権左右衛門時分は好きぞと二百余人

大山の崩るる如く、関の声を挙げ坂を追い下しければ、高瓦の人数皆敗北す。善五郎は我一人の恥なりと踏み留まらば、高瓦の人数火を散らして切り結ぶが、権左右衛門痛手を負うて地に倒れれば、善五郎大音声を挙げて大将を討取りたるぞ返せと呼びけれども引立つたる勢の癖なれば返す者は一人もなく善五郎遂に討死にす。権左右衛門も四日目に死しける、大泰寺に葬る。人之を佐部之陣という。(鬼と苗字するは勇猛者にして人恐るる故なり。善五郎此の時名剣を佩ぶ、相野村禰宜田中山城が家に有りしが、新宮城主右近太夫に進上しけると也)

又「紀伊続風土記」に記する所は左の如し

古城跡 上田原佐部二村の村界登り二町余に在り平地五間に二十一間許り石垣堀形の跡残り、土人伝えいう当城は田村半之丞という人の築きし城にて天正年中三前郷の小山、高瓦両家当城を攻めし時永田椎橋(新宮の人)等是を助けて勝利を得たりという。

尚寛永十九年書上の「新宮領分道筋」には左の如く記載せり。

在所より丑寅に当り古城の跡有り、山の根廻り十丁三十間、高さ道通り二町二十間、二の丸東西へ六間半、北南へ二十一間、四方に高さ八尺の石垣あり。但し辰巳向西の方は岩せき、北の方は山の尾根続き、堀切巾三間深さ一間半の堀なり。東は谷川、此の水を城へ取申候由、此所へ城より五十間あり、前は小川ふけ田有り。此城は先年田村半之丞と申者拵候由。天正十年、古座の小山殿、高川原殿此の城へ取掛り候処を、上田原村塩崎新助、佐部村田村半之丞右二人の者大将仕り隣郷を催し合戦仕り追払申候、其時敵味方過分に討死仕候由に御座候、新助子喜三郎、半之丞子角左エ衛門只今在所に御座候。

## 第十三章 各種団体

### 一、赤十字社

明治二十年我が日本赤十字社の創立せらるるや当村に於ては入

社員甚だ僅少なりしが、其の後日清戦争の起るに当り漸く社員を増加し、三十七八年の戦役に際しては俄然其の数を倍加するに至り。本村に於ける赤十字社員数は大正七年七月の調査に於て終身社員三十五人、義務社員四十三人、計七十八人にして、其の筋に於て計画せる人口二十五人に対して社員一人の割当数八十四名に對し尚六人の不足を告ぐるものとす。

### 二、愛国婦人会

愛国婦人会は遅々として甚だ振わず、三十七八年戦役に際し大に入会を勧誘する所ありしも、未だ成績の見るべきものなかりしが、最近に至り漸く其の数を増加するに至り。現在会員は大正七年七月調に於けるものによれば終身会員九人に對し一人の割当数四十五人に比するときは尚二十八人の不足を告ぐるものとす。

### 三、在郷軍人会分会

在郷軍人会分会は明治四十三年十一月頃より各町村に分会を設置するに至り、本村分会も此の當時に設立せられ現在会員百二十六名(大正六年調)を有せり。而して大正五年一月本郡分会聯合会を組織し、各分会を統一するに及び本村分会も亦之に隷属せり。

### 四、同窓会

田原小学校同窓会は明治三十四年六月の創立にして年々大会を開き会報を発刊し逐次盛大に赴きけるが、明治四十二年十月解散して田原青年会に併合せり。

### 五、玉成会

田原小学校同窓会は解散したるにより学生の一人は相謀りて明治四十三年一月二日本会を設け、同校出身者にして中等程度以上の学校に修学せる男女を以て正会員とし同卒業生を以て賛助会員とし、年二回大会を開きて学生相互の親睦を図り又時々講演会を開きて學術の研究、知徳の修養を図れり。

## 六、青年会

各地の青年会の前身は所謂若衆組にして村内祭典の余興、消防、夜警等に從事するに過ぎざりしが、教育の普及と共に其の内容も漸次改良の域に向ひ、学業の補習、知徳の修養等に力を用いるに至り、其の名も何々青年会と稱し、各大字に設置したりしが、大正三年十一月内務文部両省の訓令の發布となり、茲に青年会の組織に一大変事を見るに至れり。又本郡に於ては前記訓令の趣旨に則り、郡青年会の統一を企劃し、本郡青年団を組織し、大正四年二月第一回大会を開きたり。此の前後よりして郡内各町村青年会は漸次改造せらるに至れり。

本村は明治四十二年十月田原村青年会を設け、下田原、佐部、上田原に各支部を設け、以て之を統一したるが、之より先下田原青年会にては青年俱樂部建設の儀起り、明治四十年二月竣工し、同年十一月三日盛大なる落成式を挙げたり。上田原青年会支部に於ても大正五年俱樂部を建設せり。又佐部青年会支部も俱樂部を建築せり。

斯の如く青年会俱樂部の建設に次ぎ郡内に率先して村内青年会を統一し、其他施設経営其の宜しきを得たるを以て、明治四十四年三月左の如く表彰せられたり。

東牟婁郡田原村青年会

施設経営其ノ宜シキヲ得、成績頗ル優良ナリト認ム  
依テ金十五円ヲ賞與ス

明治四十四年三月三十一日

和歌山県

注、本村青年会は統一せられたるも未だ内務文部両省の訓令に準拠して之を改造するに至らざるものなり。

この冊子は昭和十年九月田原尋常高等小学校に於いて謄写印刷されたものを書写したものです。一部漢字仮名遣いに原本と違いがあることをお含みおき下さい。

書写人

田原在住 宮本學(九十歳)

平成二十七年八月

